

様式（第8条関係）

政務活動費に係る収入及び支出の報告書

令和6年3月27日

角田市議会議長 馬場 道晴 殿

会派名 無会派
代表者 星 隆悦

角田市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、令和5年度政務活動費に係る収入及び支出について下記のとおり報告します。

記

1 収 入 政務活動費 30,000 円
2 支 出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費	27,438	
研修費	0	
広報費	0	
公聴費	0	
要請・陳情活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
人件費	0	
事務所費	0	
合計	27,438	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 2562 円

4 経理責任者

星 隆悦



様式第3号（第3条第2項第3号関係）

支 出 伝 票

		整理番号	/
会派名	無会派 星 隆児		
支出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 公聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費		
実施年月日	令和6年1月31日	支出年月日	令和6年1月30日 31
支出金額	4,470 円	按 分 率	100/100 按分後の額 4,470 円
支出先	(有) 菓子処 小田嶋 東日本高速道路株式会社		
使途内容	栗原市視察(会派合同視察)		
備 考			
領収書添付欄	別紙のとおり		

※領収書は重ならないように添付してください。領収書添付欄が足りない場合は、裏面を使用してください。

様式第3号（裏面）

領 収 書 添 付 用 紙

--

※領収書は重ならないように添付してください。

[観察日 観察名 参加者]

観察日 令和6年 1月31日

観察名 栗原半 観察

経費 観察先土産化 4,000円

高速道路利用料金 4,940円

合計： 8,940円

会派毎の支出額

無会派 星野： 8,470円

無会派 斎藤克敏： 440円

0000-9965

角田市議会無会派 領收証
尾澤 治
高橋克敏 (消費税 ¥296)
但し、(有)糸子町小田嶋
角田市角田字町249
*保管上のお願い
財布等で保管難く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

角田市議会無会派 領收証
尾澤 治
高橋克敏 (消費税 ¥296)
TEL 0224-62-2206 登録番号 T6370102001846
領收証No 2704

2024年1月30日火曜日

* 領收証明細 *

製品	2個 X 單2,000	¥4,000
小計		¥4,000
販	¥4,000	
(うち消費税)		¥296
お預り		¥10,000
お釣り		¥6,000

点数 2
軽は軽減税率(8%)対象商品です。
登録番号 T6370102001846
1頁 9965 15時58分

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 若柳金成
NEXCO東日本お客様センター
0570-024-024
または
03-5308-2424

24年 1月31日 9時19分
車種 普通

通行料金 ¥2,630-
(外渋外)

-入口料金所- 村田
ETC 有効期限24年 6月
会員番号 (支払 - 1回払い)
*****95558929
ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号 202-00280808-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 村田
NEXCO東日本お客様センター
0570-024-024
または
03-5308-2424

24年 1月31日 13時54分
車種 普通

通行料金 ¥2,310-
(外渋外)

-入口料金所- 築館
ETC 有効期限24年 6月
会員番号 (支払 - 1回払い)
*****95558929
ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。
東日本高速道路株式会社
東京都千代田区霞が関3-3-2
取扱番号 203-01121250-00

様式第8号（第7条第1項第1号ア及び同項第2号イ関係）

市政に関する調査研究に資するために要した経費記録簿（兼）

政務活動費活動記録簿

令和6年2月/日

角田市議会議長 馬場 道晴 殿

会派名

代表者

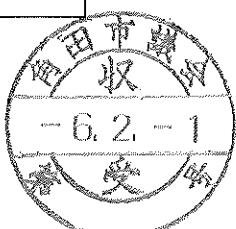
（又は代表議員名）

無会派
星隆税

下記のとおり実施したので報告します。

出張期間	令和6年1月31日(火)～令和6年1月31日(火)
場所	栗原市議会、健康推進課
相手方	栗原市議会 健康推進課
出張者名	無会派 星 隆税 無会派 斎藤 克敏
出張の目的 (○を記入)	研究会・研修会・講演会・会議 調査 その他()
概要・結果等	別添

※記入する欄が足りない場合は、別途報告資料を添付してください。



栗原市議会行政視察報告

1 日 時 令和6年1月31日（水）午前10時から11時30分

2 参加者 無会派 星隆悦 齋藤克敏

3 観察目的 「栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付事業」
について

4 内 容

事前に質問事項を送付しておき、当日は回答文をもとに説明を受けた。詳しくは、別紙回答文や資料を参照願いたい。

- ① 当初、産婦人科と小児科医院を誘致したいと考えていたが、殆ど反応がなく、助成金額の拡大による見直しを図った。マスコミ等で取り上げられ、不動産会社や医療コンサルタントから問い合わせがあり、それが今回の誘致に繋がった。
- ② 「つきだてこどもクリニック」には、医師の高齢により廃院したばかりの小児科医院をリニューアルしたので、6,150万円の助成となった。院長は、仙台市に住んでいたが、37歳と若く、地域医療に意欲があり、廃院と市の助成も重なり、運良く誘致に成功した。自宅も併設したので、栗原に在住している。
- ③ 廃院した小児科医院のスタッフや患者を引き継いだので、スムーズに開業し、経営は順調のようだ。夕方や土曜日の午後まで開業や予約制をとったりして、患者には好評である。
- ④ 財源は一般財源であるが、市長の指示があり、要綱を制定し、誘致を図った。誘致仕組みを構築したからこそ、今回の誘致に繋がったとのこと。
- ⑤ 産婦人科や小児科医院開業への助成金交付は、地元医師会からも賛同を得ており、医師会そのものも危機感を持っている。医師の高齢化も進み、後継者問題が医療機関にも及んでおり、医者がいなくなることを心配しているとのこと。角田も同様である。
- ⑥ 医師の確保のため、地元の優秀な子供に奨学金を貸与・支給し、医者になって、地元に戻って開業してもらう。（議長談）・・健康推進課職員反応せず。

5 角田市の今後の取り組み

- ① 市長のリーダーシップで小児科医院の誘致を図る。
- ② 栗原市を参考に「産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付事業」要綱を制定し、まず仕組みを構築する。
- ③ 東北医科薬科大学の卒業生に県内の自治体は働きかけをしているので、何らかのインセンティブな施策を講じる必要がある。

栗原市視察研修行程表

1月31日（水） 星自家用車借り上げ・高速道路往復利用

角田市 7時30分⇒山元インター⇒栗原インター⇒栗原市役所 9時30分

10時⇒11時30分視察研修

12時 食事（漢方牛幸之助）・伊豆沼⇒角田市 15時 帰宅

角田市議会 行 政 視 察

日時：令和6年1月31日（水）

午前10時から11時30分まで

場所：栗原市役所4階 委員会室

次 第

1 開 会

2 栗原市議会歓迎のあいさつ

栗原市議会議長 高橋 渉

3 角田市議会あいさつ

角田市議会議員 星 隆悦 様

※続けて自己紹介

4 出席者紹介

5 観察事項説明・質疑

「栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付事業について」

6 閉会のあいさつ 角田市議会議員 斎藤 克敏 様

7 閉 会

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付事業視察
質問事項に対する回答

質問 1	<p>目的は、「安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため」とのことですが、要綱制定の背景及び産婦人科・小児科医院の現状を教示願います。</p>										
回答	<p>【背景】 少子化が急速に進む中、「くりはら市民21健康プラン」の基本理念「市民一人ひとりが元気で、充実した生活を送り健康寿命の延伸を目指す」の達成に向け、市民が安心して子どもを産み、不安なく子育てができる環境の整備のため、産婦人科、小児科医院を確保していくことが求められる状況。</p> <p>《栗原市の出生数》</p> <table border="0"> <tr> <td>R元：308人</td> <td>→ R2：261人</td> <td>→ R3：238人</td> <td>→ R4：204人</td> </tr> </table> <p>【現状】 栗原市内の産婦人科・小児科医院の状況（令和5年1月時点）</p> <table border="0"> <tr> <td>産婦人科</td> <td>1箇所</td> <td>（令和4年9月末で分娩の取扱いを終了）</td> </tr> <tr> <td>小児科</td> <td>1箇所</td> <td>（小児科標榜は7箇所）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(6か月)</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年4月1日 「栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付事業」を創設 令和4年3月31日 申請の実績がないことから、一旦、事業を廃止し、より実効性のある制度にするため検討を行うこととした。 令和5年1月1日 新たに「栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付事業」を創設 <p>《主な見直しの内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①旧制度で上限1億円とした助成金額を、産婦人科で1億5千万円に拡大 ②産婦人科・小児科いずれも土地取得補助金として上限2千万円を追加 	R元：308人	→ R2：261人	→ R3：238人	→ R4：204人	産婦人科	1箇所	（令和4年9月末で分娩の取扱いを終了）	小児科	1箇所	（小児科標榜は7箇所）
R元：308人	→ R2：261人	→ R3：238人	→ R4：204人								
産婦人科	1箇所	（令和4年9月末で分娩の取扱いを終了）									
小児科	1箇所	（小児科標榜は7箇所）									

(6.15v1.0)
 (1月5日)
 (2月1日)

質問 2	栗原市立栗原中央病院との役割分担を教示願います。
回 答	<p>つきだてこどもクリニック 地域の小児の主治医としての役割 栗原市立栗原中央病院</p> <p>栗原市内における中核病院（二次救急医療施設）</p> <p>産婦人科：常勤医不在で週4回（月～木）大学等の非常勤医師が診療 分娩の取扱いはなし</p> <p>小児科：小児医療の基幹病院として、外来・入院対応</p>

質問 3	要綱では、継続して10年以上開業する見込みのある方を対象にしていますが、理由を教示願います。
回 答	<p>先行自治体の状況を参考</p> <p>補助金交付の観点から、栗原市においては、<u>一定程度の間</u>、地域医療に貢献いたたくことを期待し、期間を設定。</p>

質問 4	第4条（補助金の種類及び補助対象経費等）を教示願います。
回 答	要綱7ページ別表第1 参照

質問 5	賃貸費の補助対象を「開業から60月を経過するまで」としていますが、根拠を教示願います。
回 答	<p>先行自治体の状況を参考</p> <p>補助金の交付を受けた医療機関の経営が軌道に乗るまでの期間を考慮するとともに、<u>医療機器類の減価償却期間等も踏まえたもの</u>。</p>

質問 6	第 5 条（補助金の交付申請）における「連帯保証人」の資格要件を教示願います。
回 答	<p>要綱 11 ページ様式第 2 号 参照 独立の生計を営み、かつ、補助金の返還が生じた場合の債務を負うことができる資力を有するもの。</p> <p>（補助金交付申請時の添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日 3箇月以内に発行された住民票 ・所得証明書 ・印鑑登録証明書

質問 7	第 7 条（事業の事前着手）の規定した理由を教示願います。
回 答	申請者が予定している開業までの日程に間に合うように、工事や契約等を進められることを可能とし、医院の開業を考えている方のニーズに速やかに対応できるよう、この規定を設けたもの。 <i>移入ルーム</i>

質問 8	第 12 条（医療の休止等）における「正当な理由」を教示願います。
回 答	申請者が疾病や不慮の事故などの身体的理由や、経営状況等により、診療を継続することが不可能になった場合を想定。

質問 9	第 14 条（補助金の返還）において、返還率の根拠を教示願います。
回 答	先行自治体の状況や質問 3 の一定程度の間、地域医療に貢献いただいた期間を考慮し、また、他分野の補助事業の事例等を参考にしながら設定したもの。

質問 10	補助金の財源内訳を教示願います。
回 答	全額が一般財源（予算では債務負担行為を設定）

質問 11	<p>補助対象となった「つきだてこどもクリニック」を誘致できた背景を教示願います。</p>
回答	<p>以下の4点と考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市の広報紙やホームページでの周知に加え、宮城県産婦人科医会へのチラシ配布等を行ってきたことで、申請者が令和3年度までの補助事業を知っており、問い合わせの際に、新たな補助事業について説明できましたこと。 2 申請者が開業を考えている時期と、既存の医院の閉院するタイミングが合ったこと。(閉院する医院は栗原市の中心部であり、土地・建物をそのまま使用でき初期費用を抑えられるというメリットがありました。) 3 栗原市は小児科医院が少ない一方で、<u>仙台市からの交通アクセスが良い</u>こと。 4 過疎地域における小児科医として、地域医療に貢献したいという申請者の強い志があったこと。

○栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱

令和4年12月28日
告示第350号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、市内に産婦人科施設又は小児科施設を開業する者に対し、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（令5告示181・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第1条の5 第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 産婦人科施設 病院又は診療所であって、産科又は産婦人科を専門としつかつ、分娩を取り扱う施設（分娩の取扱いを休止していた施設でその取扱いを再開するものを含む。）をいう。
- (4) 小児科施設 病院又は診療所であって、小児科の診療をする施設をいう。
- (5) 開業 市内において、新たに産婦人科施設又は小児科施設（以下「施設」という。）を開設し、医業を行うことをいう。
- (6) 開業医 開業しようとする医師又は医療法人をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、開業医であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第7条の規定による許可を受けた日又は法第8条の規定による届出をした日（以下「開業基準日」という。）の翌日から起算して10年以上継続して医業を行う見込みであること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする施設に産科、産婦人科又は小児科の専門医制度の認定を受けた医師がいること。
- (3) 補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに開業する見込みであること。
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(補助金の種類及び補助対象経費等)

第4条 補助金の種類は、土地取得補助金、購入経費補助金及び賃借経費補助金とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、開業に要する経費のうち、別表第1の補助金の種類及び経費の種類の区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める経費とする。
- 3 補助金の額は、別表第1の補助金の種類の区分に応じ、同表の補助金の額の欄に定める額とする。
- 4 前項の場合において、購入経費補助金及び賃借経費補助金に係る補助対象経費の合計額（以下「合算対象経費」という。）が3億円（小児科施設のみを開設し開業する場合（この項において「小児科開業の場合」という。）にあっては2億円）以上であるときは、購入経費補助金に係る補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額（その額が1億5千万円（小児科開業の場合にあっては1億円）を超えるときは1億5千万円（小児科開業の場合にあっては1億円））を購入経費補助金の額とし、1億5千万円（小児科開業の場合にあっては1億円）から当該購入経費補助金の額を控除した額を賃借経費補助金の額とする。

（令5告示181・一部改正）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする事業に着手する前に、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、連帯保証人を立てなければならぬ。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書（補助金の交付を受けようとする年度が複数年に及ぶ場合は、その年度ごとの収支が分かるもの）
 - (3) 経費の見積書
 - (4) 申請者が、個人であるときは当該個人の住民票、法人であるときは当該法人の定款及び登記事項証明書
 - (5) 第3条第2号に規定する医師の医師免許証の写し及び履歴書
 - (6) 前年度分（交付申請の月が4月又は5月であるときは、前々年度分）の市税に係る納税証明書
 - (7) 誓約書（様式第2号）
 - (8) 連帯保証人に係る申請日（この条の規定による補助金の交付申請をする日をいう。）前3箇月以内に発行された住民票、所得証明書及び印鑑登録証明書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の連帯保証人は、申請者に第14条に規定する補助金の返還の義務が生じたときは、その返還について連帯して責任を負うものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めるときは、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設

等助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

（事業の事前着手）

第7条 申請者は、前条第1項に規定する交付決定通知を受理するまでは、補助金の交付を受けようとする事業に着手してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、補助金の交付を受けようとする事業を円滑に実施するため必要なときは、あらかじめ市長の承認を得て、前条第1項に規定する交付決定通知を受理する前に補助金の交付を受けようとする事業に着手することができる。
- 3 前項の承認の申請は、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金に係る事前着手承認申請書（様式第5号）を市長に提出して行うものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等事業変更等承認申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、連帯保証人が死亡したとき、又は市長から連帯保証人の変更を求められたとき、若しくはその他の理由により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等事業変更等承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金実績報告書（様式第9号）に、別表第2の左欄に掲げる補助金の種類の区分に応じ、同表の右欄に掲げる添付書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が複数年にわたる場合は、補助金の交付決定に係る補助事業を遂行する会計年度ごとに、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金年度終了実績報告書（様式第10号）に当該年度に係る添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（令5告示181・全改）

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(令5告示181・一部改正)

(概算額による補助金の交付)

第11条の2 市長は、第10条の規定にかかわらず補助事業の遂行上必要と認めるときは、補助事業者の申請により、概算額による補助金（以下この条において「概算補助金」という。）を交付することができる。

- 2 前項に規定する概算補助金の交付を受けようとする補助事業者は、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金概算払請求書（様式第13号。以下「概算払請求書」という。）に添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する概算払請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助事業者に対し、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金概算払決定通知書（様式第14号）により通知するものとする。
- 4 概算補助金の交付を受けた補助事業者は、交付を受けた概算補助金の額が第10条の規定により確定された補助金の額を超えるときは、その差額を返還しなければならない。

(令5告示181・追加)

(医業の休止等)

第12条 補助事業者は、開業した後、施設の開業基準日の翌日から起算して10年を経過する日までの間に、正当な理由により医業を休止し、又は施設を廃止しようとするときは、医業休止・施設廃止届（様式第15号）により、市長に届け出なければならない。

(令5告示181・一部改正)

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第8条第3項の規定による承認を受けず、補助金の交付の決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに開業しないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 正当な理由がなく、医業を継続しなかったとき。
- (5) 施設の開業基準日の翌日から起算して10年（正当な理由により医業を休止し

た期間がある場合は、10年に当該休止した期間を加えた期間（以下「開業期間」という。）を経過する日までに、正当な理由がなく1年以上医業を休止し、又は当該施設を廃止したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1号から第3号までの規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、補助事業者が前条第4号及び第5号に該当することにより補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還をさせるとときは、補助金の交付額に次の表の左欄に掲げる当該補助事業者が医業を行った年数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる返還率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を補助事業者に返還させるものとする。

医業を行った年数	返還率
開業期間のうち3年未満	10分の10
開業期間のうち3年以上5年未満	10分の7
開業期間のうち5年以上7年未満	10分の5
開業期間のうち7年以上10年未満	10分の3

（財産の管理等）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業が完了した後において善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等の台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、取得財産等（取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の財産等に限る。）を、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保してはならない。

（処分の制限を受ける期間等）

第17条 前条の規定により取得財産等の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるものにあってはその期間を準用し、その他のものにあっては市長が別に定める期間とする。ただし、補助金の交付の目的及び当該取得財産等の耐用年数等を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前条の規定により処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認に係る取得財産等を処分することにより収入があるときは、その全部又は一部を納付させることができる。

(検討委員会)

第18条 栗原市産婦人科及び小児科医院開設等助成金の交付等に関し意見を聴取するため、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織等)

第19条 委員会は、委員長及び委員7人以内をもって組織し、それぞれ次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

役職	職
委員長	栗原市副市長
委員	宮城県大崎保健所の職員のうち宮城県大崎保健所が推薦するもの 栗原市医師会に属する医師のうち栗原市医師会が推薦するもの 税理士
	栗原市総務部長
	栗原市市民生活部長
	栗原市医療局長

2 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の会議)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

3 委員会の運営に関する事項は、委員長が会議に諮って定める。

(委員の謝礼)

第21条 委員会の委員のうち、栗原市医師会の会長から推薦のあった医師が会議に出席したときは1日当たり15,000円、税理士が会議に出席したときは1日当たり5,600円の謝礼を支給する。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月30日告示第181号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の栗原市産

婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱の規定によるものとみなす。

別表第1（第4条関係）

（令5告示181・旧別表・一部改正）

補助金の種類	経費の種類	補助対象経費	補助金の額
土地取得補助金	土地取得費	土地の取得（土地の造成を含む。以下同じ。）に要する経費	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2千万円を上限とする。
購入経費補助金	建物取得費	建物の建築主体工事費（電気設備工事費、機械設備工事費等を含む。）又は建物の購入（土地の取得を除く。）に要する経費	合算対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一の交付対象者につき、産婦人科施設を開業する場合（産婦人科施設及び小児科施設を併せて開業する場合を含む。）にあつては1億5千万円、小児科施設を開業する場合にあつては1億円を上限とする。
	医療機器取得費	取得価額が1件10万円以上の医療機器の購入に要する経費	
	建物改修費	購入、譲受け又は賃借する建物の改修工事等（土地の造成を除く。）に係る設計又は工事に要する経費	
賃借経費補助金	土地賃借費	土地を借り上げて医業を行う場合に貸主に支払う礼金及び土地の賃借料（開業基準日の属する月の翌月（開業基準日が月の初日の場合は、その月）から起算して60月を経過する月までのものに限る。）	
	建物賃借費	既存の建物を借り上げて医業を行う場合に貸主に対して支払う礼金及び建物の賃借料（開業基準日の属する月の翌月（開業基準日が月の初日の場合は、その月）から起算して60月を経過する月までのものに限る。）	
	医療機器賃借費	取得価額が1件10万円以上の医療機器の賃借料（開業基準日の属する月の翌月（開業基準日が月の初日の場合は、その月）から起算して60月を経過する月までのものに限る。）	

までのものに限る。)

別表第2 (第9条関係)

(令5告示181・追加)

補助金の種類	添付書類
土地取得補助金	(1) 収支決算書又はこれに代わる書類
購入経費補助金	(2) 補助事業に要した経費に係る支払いを証する書類 (3) 補助事業の実施に係る写真 (4) 病院開設届出書又は診療所開設届出書の写し (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
賃借経費補助金	(1) 収支決算書又はこれに代わる書類 (2) 補助事業に要した経費に係る支払いを証する書類 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第1号（第5条関係）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付申請書

年　月　日

栗原市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名)

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 施設を開設しようとする場所 栗原市

2 施設の開業予定年月日 年　月　日

3 補助対象経費の額

土地取得補助金分 円
購入経費補助金分 円
賃借経費補助金分 円

4 補助金の申請額

土地取得補助金分 円
購入経費補助金分 円
賃借経費補助金分 円

5 事業の着手予定年月日 年　月　日

6 事業の完了予定年月日 年　月　日

7 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（補助金の交付を受けようとする年度が複数年に及ぶ場合は、その年度ごとの収支が分かるもの）
- (3) 経費の見積書
- (4) 申請者が法人であるときは、当該法人の定款及び登記事項証明書
- (5) 第3条第2号に規定する医師の医師免許証の写し、履歴書及び住民票

- (6) 前年度分（交付申請の月が4月又は5月である時は、前々年度分）の市町村民税に係る納稅證明書
- (7) 誓約書（様式第2号）
- (8) 連帶保証人に係る申請日前3箇月以内に発行された住民票、所得證明書及び印鑑登録證明書
- (9) 前各号に掲げるものほか、市長が必要と認める書類

誓約書

年　月　日

栗原市長 殿

私は、栗原市補助金交付規則及び栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱の規定を遵守し、補助金交付決定の取り消しを受け、又は受領した補助金の返還義務が生じたときは、市長が定める日までにこれを返還することを誓約します。

申請者 住 所
氏 名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名)
電話番号

私は、上記の者が栗原市に提出した栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設助成金交付申請書の内容を確認し、同人に対して、栗原市補助金交付規則及び栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設助成金交付要綱の規定を遵守させ、補助金交付決定の取消しを受け、又は受領した補助金の返還義務が生じたときは、その返還について連帶して責任を負うことを誓約します。

連帯保証人 住 所
氏 名
電話番号
職 業

印

備考

- 1 連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、補助金の返還に関する債務を負うことができる資力を有する者とすること。
- 2 添付書類
連帯保証人に係る申請日前3箇月以内に発行された住民票、所得証明書及び印鑑登録証明書

様式第3号(第6条関係)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付決定通知書

第
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記のとおり決定したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額

土地取得補助金	金	円
購入経費補助金	金	円
賃借経費補助金	金	円

賃借経費補助金の年度別内訳

年度	金	円

2 交付条件

様式第4号（第6条関係）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、下記の理由により
交付しないことに決定したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交
付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第5号（第7条関係）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金に係る事前着手承認申請書

年　月　日

栗原市長　　殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

(法人の場合は、主たる事務所の所在
地、法人の名称及び代表者氏名)

年　月　日付けで申請した栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成
金について、下記のとおり補助金の交付決定前に事業を実施したいので、栗原市産婦
人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第7条第3項の規定により申請します
。

なお、本件について交付が決定されなかった場合又は交付決定を受けた補助金額が
交付申請額に達しない場合において異議は申し立てません。

記

1 施設を開設しようとする場所　栗原市

2 補助対象経費の額

〔土地取得補助金分　　円
　　購入経費補助金分　　円
　　賃借経費補助金分　　円〕

3 補助金の申請額

〔土地取得補助金分　　円
　　購入経費補助金分　　円
　　賃借経費補助金分　　円〕

4 補助事業着手予定年月日　　年　月　日

5 補助事業完了予定年月日　　年　月　日

6 理由

様式第6号（第8条関係）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等事業変更等承認申請書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名）

年 月 日付け栗原市（ ）指令第 号で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり変更したいので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の変更等の内容及び理由
- 2 今後の見通しと対策
- 3 添付書類

様式第7号（第8条関係）

連帯保証人変更承認申請書

年　月　日

栗原市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名)

次のとおり連帯保証人の変更を承認願います。

なお、変更が承認されたときは、新連帯保証人は、本人と連帶して栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱に基づき、補助金交付決定の取消しを受け、又は受領した補助金の返還義務が生じたときは、債務を負担します。

新連帯保証人	氏 名	印
	住 所	
	電話番号	
	職 業	
旧連帯保証人	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	職 業	
変更の理由		
変更年月日	年	月

添付書類

誓約書（様式第2号）、新連帯保証人に係る申請日前3箇月以内に発行された住民票、所得証明書及び印鑑登録証明書

様式第8号（第8条関係）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等事業変更等承認通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市長 印

年 月 日付け承認のあった補助事業の変更等について、下記のとおり承認したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1 補助事業の変更等の内容

2 変更後の交付決定額 金 円

3 承認条件

様式第9号(第9条関係)

(表面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金実績報告書

年　月　日

栗原市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

(法人の場合は、主たる事務所の所在
地、法人の名称及び代表者氏名)

年　月　日付け栗原市(　)指令第　号で交付決定通知のあった
補助事業について、下記のとおり完了したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院
開設等助成金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了年月日 年　月　日

2 補助対象経費の額

補助金の種類	交付決定額	決算額
土地取得補助金	円	円
購入経費補助金	円	円
賃借経費補助金	円	円

3 補助金の額

補助金の種類	交付決定額	実績額
土地取得補助金	円	円
購入経費補助金	円	円
賃借経費補助金	円	円

4 確定補助金額 円

5 交付済補助金額 円

6 今回交付額 円

7 添付書類

(裏面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額内訳

1 交付額の内訳

補助金の種類		交付確定額	交付済額	今回交付額	未交付額
合計額		円	円	円	円
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円
	購入経費補助金	円	円	円	円
	賃借経費補助金	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円

2 交付済額の内訳

補助金の種類		年月日 交付額	年月日 交付額	年月日 交付額	年月日 交付額
合計額		円	円	円	円
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円
	購入経費補助金	円	円	円	円
	賃借経費補助金	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円

様式第10号(第9条関係)

(表面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金年度終了実績報告書

年　月　日

栗原市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名)

年　月　日付け栗原市(　)指令第　号で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり完了したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第9条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付を受けようとする年度	年度
2 交付決定額	円
3 交付済額	円
4 今回交付額	円
5 未交付額	円
6 添付書類	

〔 土地取得補助金分
　　購入経費補助金分
　　賃借経費補助金分 〕

(裏面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額内訳

1 交付額の内訳

補助金の種類		交付決定額	交付済額	今回交付額	未交付額
合計額		円	円	円	円
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円
	購入経費補助金	円	円	円	円
	賃借経費補助金	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円

2 交付済額の内訳

補助金の種類		年月日 交付額	年月日 交付額	年月日 交付額	年月日 交付額
合計額		円	円	円	円
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円
	購入経費補助金	円	円	円	円
	賃借経費補助金	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円

様式第11号（第10条関係）

（表面）

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額確定通知書

第
年
月
日

様

栗原市長 印

年　月　日付けで実績報告のあった補助事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 補助金交付年度	年度
2 交付決定補助金額	円
3 交付確定補助金額	円
4 交付済補助金額	円
5 今回交付補助金額	円
6 未交付補助金額	円

(裏面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額内訳

1 交付額の内訳

補助金の種類	交付確定額	交付済額	今回交付額	未交付額
合計額	円	円	円	円
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円
	購入経費補助金	円	円	円
	賃借経費補助金	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円

2 交付済額の内訳

補助金の種類	年月日 交付額	年月日 交付額	年月日 交付額	年月日 交付額
合計額	円	円	円	円
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円
	購入経費補助金	円	円	円
	賃借経費補助金	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円

様式第12号(第11条関係)

(表面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金請求書

年 月 日

栗原市長 殿

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け栗原市()指令第 号で交付決定通知のあった
補助金について、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第11条
の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

交付確定額			
補助金の交付済額	年	月	日交付
	計		円
今回請求額			
未交付額			

2 振込先

金融機関名			
支店名			
預金種別	1 普通	2 当座	3 その他
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

(裏面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額内訳

1 交付額の内訳

補助金の種類		交付確定額	交付済額	今回請求額	未交付額
合計額		円	円	円	円
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円
	購入経費補助金	円	円	円	円
	賃借経費補助金	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円

2 交付済額の内訳

補助金の種類		年月日 交付額	年月日 交付額	年月日 交付額	年月日 交付額
合計額		円	円	円	円
補助金の種類	土地取得補助金	円	円	円	円
	購入経費補助金	円	円	円	円
	賃借経費補助金	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円

様式第13号(第11条の2関係)

(表面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金概算払請求書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者

住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名)

年 月 日付け栗原市()指令第 号で交付決定のあった栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金の概算払を受けたいので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助対象事業の名称

2 補助金交付決定額 円

3 概算払い請求額 円

4 請求残額 円

5 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(裏面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額内訳

1 交付額内訳

補助金の種類		交付決定額	交付済額	今回交付額	未交付額
合計額		円	円	円	円
補助金の種類 賃借経費補助金の年度別内訳	土地取得補助金	円	円	円	円
	購入経費補助金	円	円	円	円
	賃借経費補助金	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円

2 今回請求額内訳

補助金の種類		今回交付額	概算払い 請求額	請求残額
合計額		円	円	円
補助金の種類 賃借経費補助金の年度別内訳	土地取得補助金	円	円	円
	購入経費補助金	円	円	円
	賃借経費補助金	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円

様式第14号(第11条の2関係)

(表面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金概算払決定通知書

第 年 月 号
日

様

栗原市長 印

年 月 日 付けで請求のあった栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金概算払について、下記のとおり決定したので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第11条の2第3項の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 拠助対象事業の名称 | |
| 2 拠助金交付決定額 | 円 |
| 3 概算払額 | 円 |
| 4 残額 | 円 |

(裏面)

栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付額内訳

1 交付額内訳

補助金の種類		交付決定額	交付済額	今回交付額	未交付額
合計額		円	円	円	円
補助金の種類 賃借経費補助金の年度別内訳	土地取得補助金	円	円	円	円
	購入経費補助金	円	円	円	円
	賃借経費補助金	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円
	年度	円	円	円	円

2 今回請求額内訳

補助金の種類		今回交付額	概算払額	残額
合計額		円	円	円
補助金の種類 賃借経費補助金の年度別内訳	土地取得補助金	円	円	円
	購入経費補助金	円	円	円
	賃借経費補助金	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円
	年度	円	円	円

様式第15号（第12条関係）

医業休止・施設廃止届

年 月 日

栗原市長 殿

補助事業者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり医業を休止又は施設を廃止したいので、栗原市産婦人科医院及び小児科医院開設等助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 医業を休止する場合

医業を休止する期間

年 月 日 から 年 月 日まで

医業を休止する理由

現に診療等を受けていた者に対する措置

2 施設を廃止する場合

廃止する施設の名称及び所在地

名称

所在地

施設を廃止する理由

現に診療等を受けていた者に対する措置

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第6条関係)
様式第4号 (第6条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第8条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第8条関係)
様式第9号 (第9条関係)
（令5告示181・全改）
様式第10号 (第9条関係)
（令5告示181・全改）
様式第11号 (第10条関係)
（令5告示181・全改）
様式第12号 (第11条関係)
（令5告示181・全改）
様式第13号 (第11条の2関係)
（令5告示181・追加）
様式第14号 (第11条の2関係)
（令5告示181・追加）
様式第15号 (第12条関係)
（令5告示181・旧様式第13号繰下）

栗原市内に 産婦人科・小児科 を開院してみませんか！

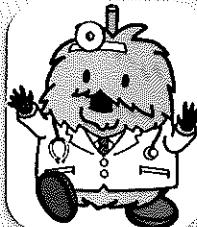
【資料3】
角田市議会行政視察
令和6年1月31日

栗原市産婦人科医院及び小児科医院 開設等助成金交付事業のご案内

栗原市では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、栗原市内に分娩を取り扱う産婦人科及び小児科医院を開設する費用への助成を、令和5年1月から実施しています。

1 対象者は、医師又は医療法人で、次の3つの条件を満たす方

- (1) 栗原市内で分娩を取り扱う産婦人科又は小児科医院を専門とする施設を開設される方
- (2) 継続して10年以上開業する見込みのある方
- (3) 産婦人科又は小児科の専門医制度の認定を受けた方



2 助成の内容

区分	補助の対象	補助金の額	
		産婦人科	小児科
土地取得費	土地の取得に要する費用 (造成含む)	補助対象経費の合計額に 2分の1を乗じて得た額 <u>上限 2千万円</u>	
建物取得費	建物の取得に要する費用		補助対象経費 の合計額に 2分の1を 乗じて得た額
医療機器取得費	1件10万円以上の医療機器の購入に 要する費用		補助対象経費 の合計額に 2分の1を 乗じて得た額
建物改修費	建物の購入、譲受け、賃借する建物の 改修に係る設計・工事に要する費用		
土地賃借費 ※	用地を借り上げて医業を行う場合に 貸主に支払う礼金及び賃借料	上限 <u>1億5千万円</u>	上限 <u>1億円</u>
建物賃借費 ※	既存の建物を借り上げて医業を行う 場合に貸主に支払う礼金及び賃借料		
医療機器賃借費 ※	1件10万円以上の医療機器の賃借料		

※ 開業から6ヶ月を経過する月まで

【問い合わせ先】

栗原市市民生活部 健康推進課

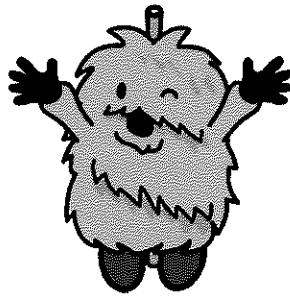
〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号
TEL 0228-22-0370
E-mail kenko@kuriharacity.jp
URL <https://www.kuriharacity.jp/>

詳しくは、栗原市ホーム
ページを閲覧願います。



妊娠婦健康診査 通院支援事業 のお知らせ

＼妊娠婦の皆さんを応援します！／



栗原市では、令和5年4月1日から妊娠婦健康診査及び産婦健康診査の通院に要する通院費用の一部を助成します。



対象者

下記にすべて該当する方

- ① 栗原市に住民登録がある方
 - ② 栗原市から、妊娠一般健康診査受診票及び産婦一般健康診査受診票の交付を受けている方
- ※ 令和5年4月1日以降に受ける妊娠一般健康診査、
産婦一般健康診査が対象となります。



助成額

受診票の交付を受けた日に応じて、助成額が異なります。

交付日	助成額
妊娠23週以前	32,000円 ※多胎の場合44,000円
妊娠24週から35週まで	24,000円
妊娠36週から出産まで	12,000円
出産から出産後2か月まで	4,000円



手続き方法・必要書類

受診票交付時に申請書を記入します。

申請者の振込口座が確認できるもの（通帳等）をお持ちください。

他市町村で母子健康手帳の交付を受けた方は、母子健康手帳をご持参ください。

栗原市子育て世代包括支援センター

築館・志波姫保健推進室 0228-22-1171 若柳・金成保健推進室 0228-32-2126
栗駒・鷺沢保健推進室 0228-45-2137 高清水・瀬峰保健推進室 0228-58-2119
一迫・花山保健推進室 0228-52-2130 健康推進課 0228-22-0370

栗原市へき地診療所設備整備費補助金について

目的

へき地における市民の医療の確保を図るため、へき地診療所における医療機器の修繕費用に対し、補助金を交付するもの。

補助対象者

市内でへき地診療所を開設している医師又は医療法人

補助対象経費

へき地診療所において使用する医療機器の修繕費用で、機器1件につき50万円以上となるもの。

※対象となる医療機器は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する特定保守管理医療機器を基準とし、市長が適当と認める医療機器

補助金の額

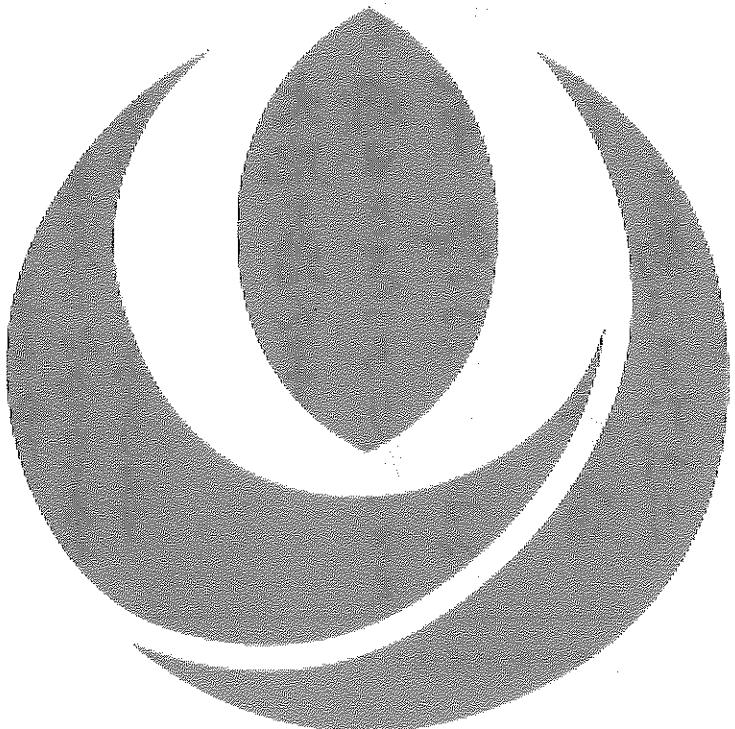
補助対象経費に3/4を乗じて得た額（千円未満切捨）

※150万円が交付上限額

補助金の制限

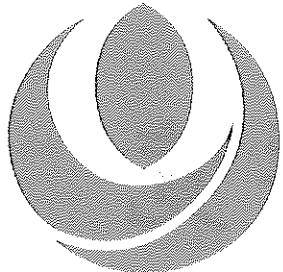
本補助金の交付を受けた機器は、交付決定後10年の間、再度の交付を受けることができない。

令和5年度 栗原市議会要覧



宮城県栗原市議会

1 市章

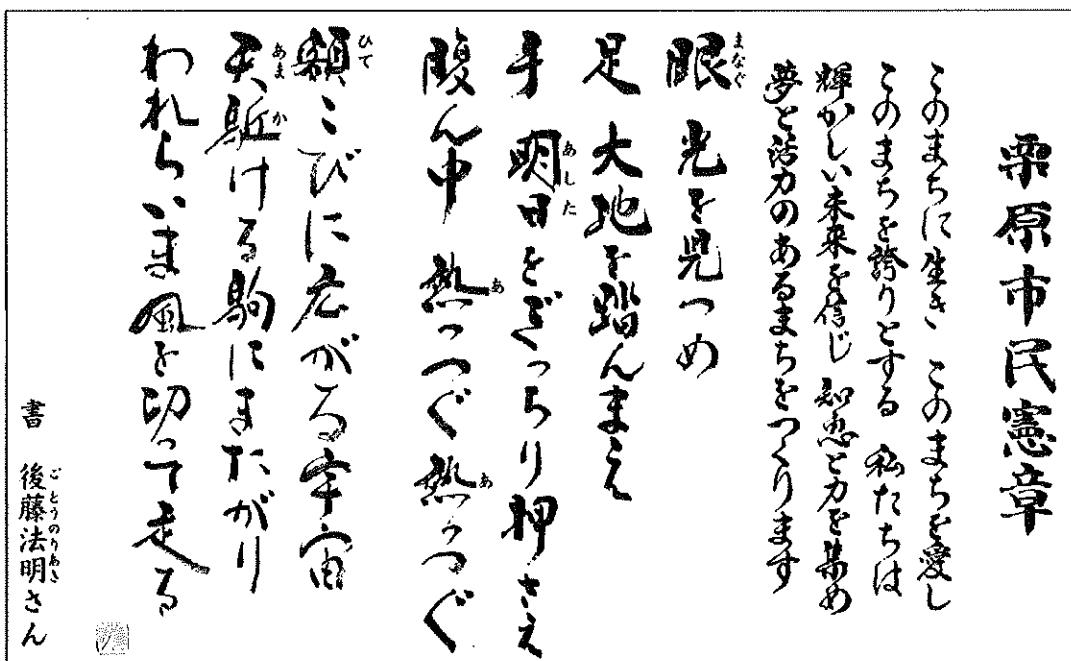


このデザインは、栗原市の頭文字、ひらがなの「くり」をモチーフにしたもので、シンプルにバランスよく、活力のある親しみやすい形で表現しています。

緑色は、自然たっぷりの田園都市をイメージし、中央の形は、栗原の象徴「栗駒山」と、米どころの作物「お米」を合わせて表現しています。

[平成 17 年 9 月 15 日制定]

2 栗原市民憲章



栗原市民憲章

このまちに生き、このまちを愛し
このまちを誇りとする私たちには
輝かしい未来を信じ、力と力をもつて
夢と活力のあるまちをつくります

栗原市民憲章は、栗原市民が生活していくうえでの規範や精神的な指標となるものです。

前文では市民が目指すべき行動目標を記し、本文では理想的な栗原市をみんなで築き上げていくための心構え、意気込みを述べています。

また、本文は栗原市の象徴ともいえる栗駒山をモチーフとし、目標をしっかりと定め、大地を踏みしめながら、手綱を握るように明日をつかみ、熱い思いを抱いて馬にまたがる姿を表現しています。

全体的に、地域の風土や暮らしを大事にしながら、大きくたくましい生き方を目指そうという思いを込めました。

[平成 19 年 9 月 1 日制定]

3 栗原市の花 ニッコウキスゲ (方言名: カンゾウ)



ニッコウキスゲは、高さ 60 から 80 センチメートルになる、ユリ科の多年生草本です。

市内の土手や草地などに生育し、特に栗駒山の世界谷地に群生します。花は、鮮やかな橙黄色（とうこうしょく）で美しく、朝に開いて夕方に閉じますが、日々次々に新しく咲きます。

この姿に明るさとたくましさがあり、日々発展していく市の様を象徴するにふさわしい花です。6 月下旬には世界谷地一面に咲き乱

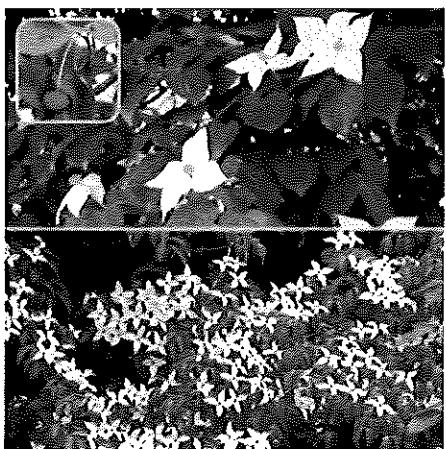
れ、多くの市民や登山者を魅了し、親しまれています。

全国的にも有名で、市が誇れる代表的な花です。

※ 橙黄色（とうこうしょく）…ダイダイの実のような、赤みを帯びた黄色。

[平成 20 年 9 月 1 日制定]

4 栗原市の木 ヤマボウシ (方言名: ヤマグワ、ヤマガ、ヤマガン)



ヤマボウシは、高さ 5 から 10 メートルになる、ミズキ科の落葉高木です。

市内の丘陵地や山地に生育します。花は白い 4 枚の花弁状の総苞（そうほう）が美しく、空に向けて咲きます。この様は凜として清楚・素朴で、元気さが感じられます。

成木は 6 月に樹冠全体が白い花で覆われ、見事です。秋には美しく紅葉し、庭や公園などに植えられています。果実は赤く熟して食用になり、材は堅く、農具の柄やくさび・かんな台などに利用され、古くから親しまれています。

この木は花の中央に頭状の小さい花が集まっていて、秋に一つの果実を完成させます。この様は多くの市民が団結して一つの目標に向かおうとする指標木です。

※ 総苞（そうほう）…花弁を支えている、花の付け根の緑色の部分。菊・タンポポなどに見られる。

[平成 20 年 9 月 1 日制定]

5 栗原の詩[平成21年12月13日制定]

1

こがねいろ
黄金色した稻穂のように
真っ赤なりんごの実のように
我れ あるがまま
心の大地 栗原よ
時には涙する日もあるだろう
だけれどそれは
いつか見つける幸せの
道の途中の花であれ

2

栗駒山に今生まれ来る
樹木や清水のささやきに
耳を澄まそう
いのちの大地 栗原よ
飛びたつ白鳥の冬 蓮の夏
希望が宿る
いつだって たがいに泣いて
四季のなか たがいに笑う

3

千年の夢 今も流れる
奥州街道 やまぼうし
まばゆい光
奇跡の大地 栗原よ
太陽に凜と向かえぼこだまする
未来の声が
ささやかに たがいを照らし
遠くから たがいを守る

願いのすべては故郷の空に
ありがとう
うた
栗原の詩
うた
栗原の詩

記憶のすべては故郷の山に
ありがとう
うた
栗原の詩
うた
栗原の詩

思いのすべては故郷の愛に
ありがとう
うた
栗原の詩
うた
栗原の詩

栗原の詩

作詞 かの香織
作曲 津田鶴彦
編曲 吉川和夫

6 地勢



栗原市は、宮城県内陸北部に位置し、面積の8割近くが森林や原野、田畠で占められた岩手・秋田両県に接する自然豊かな田園都市です。

面積は805.00平方キロメートルであり、県内最大を誇ります。

また、市内北部には標高1,626メートルの栗駒山がそびえ、東西には迫川が貫流し大地を潤しています。

気候は、冬場の降雪量に大きな差があり、栗駒山に近い北西部は雪が多く、大崎平野に連なる南東部では雪が少なく温暖です。

7 人口等の推移

(1) 人口・世帯数・面積・人口密度

※各年とも3月31日現在

項目		令和5年	令和4年	比較増減
人口	男	30,481人	32,224人	△1,743人
	女	32,191人	34,394人	△2,203人
	合計	62,672人	66,618人	△3,946人
世帯数		24,683世帯	24,847世帯	△164世帯
面積		805.00km ²	804.97km ²	0.03km ²
人口密度		77人/km ²	79人/km ²	△2人/km ²

(2) 年齢別人口構成

※令和5年3月31日現在

性別等 年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)	構成比 (%)	性別等 年齢	男 (人)	女 (人)	計 (人)	構成比 (%)
0歳～9歳	1,668	1,572	3,240	5.2	70歳～79歳	5,317	5,359	10,676	17.0
10歳～19歳	2,538	2,363	4,901	7.8	80歳～89歳	2,473	4,403	6,876	11.0
20歳～29歳	2,221	1,870	4,091	6.5	90歳～99歳	717	2,007	2,724	4.3
30歳～39歳	2,772	2,393	5,165	8.2	100歳以上	11	65	76	0.1
40歳～49歳	3,946	3,507	7,453	11.9	合計	30,481	32,191	62,672	100.0
50歳～59歳	3,503	3,353	6,856	10.9	65歳以上	11,459	14,819	26,278	41.9
60歳～69歳	5,315	5,299	10,614	16.9	70歳以上	8,518	11,834	20,352	32.5

(3) 産業別就業人口構成

※令和2年国勢調査

区分	就業人口	構成比
第1次産業	4,925人	14.8%
第2次産業	9,214人	27.7%
第3次産業	19,080人	57.4%
合計	33,219人	100.0%

8 特別職

常勤特別職等給料月額及び報酬額

※令和5年4月1日現在

職名	月額	備考
市長	969,000円	
副市長	777,000円	
教育長	637,000円	
病院事業管理者	621,000円	医師の場合は851,000円
監査委員(議見)	144,600円	
監査委員(議会選出)	68,000円	

9 当初予算

(1) 令和5年度各会計当初予算総括表

(単位：千円、%)

区分	令和5年度		令和4年度	
	予算額	伸率	予算額	
一般会計	42,723,000	1.2	42,223,000	
特別会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	7,997,000	2.6	7,795,000
	介護保険特別会計	10,424,000	1.2	10,297,000
	後期高齢者医療特別会計	967,000	0.2	965,000
	診療所特別会計	287,000	△8.3	313,000
	小計	19,675,000	1.6	19,370,000
事業会計	水道事業会計	3,988,000	△6.4	4,260,000
	下水道事業会計	5,282,000	0.3	5,266,000
	病院事業会計	10,835,000	△6.1	11,539,000
合計		82,503,000	△0.2	82,658,000

(2) 令和5年度一般会計当初予算(歳入内訳)

(単位:千円、%)

区分	令和5年度			令和4年度	
	予算額	構成比	伸率	予算額	構成比
市 税	7,308,762	17.1	1.6	7,195,823	17.1
地方譲与税	500,001	1.2	△5.3	528,001	1.3
利子割交付金	1,400	0.0	△30.0	2,000	0.0
配当割交付金	22,000	0.1	57.1	14,000	0.0
株式等譲渡所得割交付金	25,000	0.1	56.3	16,000	0.0
法人事業税交付金	167,000	0.4	41.5	118,000	0.3
地方消費税交付金	1,600,000	3.7	△0.6	1,610,000	3.8
自動車取得税交付金	1	0.0	0.0	1	0.0
環境性能割交付金	47,000	0.1	4.4	45,000	0.1
ゴルフ場利用税交付金	4,242	0.0	△3.0	4,371	0.0
地方特例交付金	50,000	0.1	45.7	34,310	0.1
地方 付 税	18,237,000	42.7	△3.0	18,800,000	44.5
交通安全対策特別交付金	7,500	0.0	4.2	7,200	0.0
分担金及び負担金	132,911	0.3	△12.2	151,359	0.4
使用料及び手数料	561,765	1.3	0.9	556,735	1.3
国 庫 支 出 金	3,739,954	8.8	△5.5	3,956,011	9.4
県 支 出 金	2,181,867	5.1	2.9	2,121,144	5.0
財 産 収 入	153,255	0.4	1.7	150,692	0.4
寄 附 金	130,001	0.3	1.4	128,221	0.3
繰 入 金	4,230,087	9.9	95.7	2,161,765	5.1
繰 越 金	1	0.0	0.0	1	0.0
諸 収 入	744,053	1.7	△62.6	1,991,166	4.7
市 債	2,879,200	6.7	9.4	2,631,200	6.2
合 計	42,723,000	100.0	1.2	42,223,000	100.0

(3) 令和4年度一般会計当初予算(歳出内訳)

(単位:千円、%)

区分	令和5年度			令和4年度	
	予算額	構成比	伸率	予算額	構成比
議会費	284,629	0.7	2.2	278,436	0.7
総務費	4,509,927	10.6	△19.2	5,578,229	13.2
民生費	10,591,670	24.8	1.3	10,458,478	24.8
衛生費	6,722,634	15.7	26.2	5,325,018	12.6
労働費	68,125	0.2	7.9	63,125	0.1
農林水産業費	2,328,275	5.4	△4.9	2,447,893	5.8
商工費	1,560,409	3.6	△24.8	2,074,209	4.9
土木費	4,312,477	10.1	0.0	4,313,582	10.2
消防費	1,842,568	4.3	13.6	1,622,594	3.8
教育費	5,153,547	12.1	9.2	4,720,757	11.2
災害復旧費	24,000	0.1	0.0	24,000	0.1
公債費	5,274,739	12.3	0.2	5,266,679	12.5
予備費	50,000	0.1	0.0	50,000	0.1
合計	42,723,000	100.0	1.2	42,223,000	100.0

10 議会の概要

(1) 議員数 [任期:令和3年5月1日～令和7年4月30日]

(令和5年4月1日現在)

区分	議員数	備考
条例定数	24人	
現員数	23人	

(2) 会派別・党派別議員構成

(令和5年5月20日現在)

会派別 党派別	無所属	日本共産党	立憲民主党	公明党	合計
新清流	5人	0人	0人	0人	5人
政策フォーラム	3人	0人	0人	0人	3人
市民くりはら	5人	0人	0人	0人	5人
日本共産党栗原市議団	0人	3人	0人	0人	3人
立憲・社民フォーラム栗原	0人	0人	2人	0人	2人
創成会	2人	0人	0人	0人	2人
無会派	2人	0人	0人	1人	3人
合計	17人	3人	2人	1人	23人

(3) 議会運営委員会

① 委員数及び任期

委員数：8人 任期：2年

② 委員の選任方法

会派割り当てによる選出で所属議員数の多い会派順に1人ずつ割り当てし、定数に達するまで繰り返す。

③ 所管事項

- ア 議会の運営に関する事項
- イ 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項
- ウ 議長の諮問に関する事項

(4) 常任委員会

名 称	所 管 事 項	委員定数
総務常任委員会	ア 総務部の所管に属する事項 イ 企画部の所管に属する事項 ウ 会計管理者の所管に属する事項 エ 選挙管理委員会の所管に属する事項 オ 監査委員の所管に属する事項 カ 消防本部の所管に属する事項 キ 他の委員会の所管に属しない事項	8人
産業建設常任委員会	ア 農林振興部の所管に属する事項 イ 商工観光部の所管に属する事項 ウ 建設部の所管に属する事項 エ 上下水道部の所管に属する事項 オ 農業委員会の所管に属する事項	8人
文教民生常任委員会	ア 市民生活部の所管に属する事項 イ 教育委員会の所管に属する事項 ウ 医療局の所管に属する事項	8人

(5) 特別委員会

名 称	所 管 事 項	委員定数
予算特別委員会	各種会計の当初予算議案を審査。議長を除く議員全員で構成。	23人
決算特別委員会	各種会計の決算認定議案を審査。議長を除く議員全員で構成。	23人
広報編集調査特別委員会	議会広報の編集及び発行に関すること。	9人
議会報告会運営調査特別委員会	議会報告会の円滑な企画運営と議会報告会に基づく政策課題の設定及び政策立案、提言に向けた調査研究。	7人
指定廃棄物の最終処分等に関する調査特別委員会	指定廃棄物の最終処分場、汚染稻わらの一時保管の問題、放射性物質に汚染された農林系廃棄物等の処理等に係る問題及び東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射能汚染に係る諸問題についての調査。	23人

(6) 令和4年定例会・臨時会の会期日数及び本会議日数

区分		会期日数	本会議日数	傍聴者数
定例会	第1回	28日	8日	30人
	第3回	15日	6日	3人
	第5回	24日	7日	3人
	第7回	15日	6日	26人
	小計	82日	27日	62人
臨時会	第2回	1日	1日	8人
	第4回	1日	1日	44人
	第6回	1日	1日	1人
	小計	3日	3日	53人
合計				115人

(7) 令和4年定例会・臨時会における提出議案件数及び議決結果

(単位:件)

議案種別	提出議案数	原案可決	修正可決	否決	撤回	継続審査	審議未了
予 算	38	37	1	0	0	0	0
条例	市長提出	33	33	0	0	0	0
	議員提出	3	3	0	0	0	0
事件 議決	28	28	0	0	0	0	0
任命(選任)同意	1	1	0	0	0	0	0
認 定	8	8	0	0	0	0	0
専決処分の承認	予算	5	5	0	0	0	0
	条例	4	4	0	0	0	0
	その他	4	4	0	0	0	0
諮 問	2	2	0	0	0	0	0
会議規則	0	0	0	0	0	0	0
意 見 書	5	5	0	0	0	0	0
決 議	1	1	0	0	0	0	0
合 計	132	131	1	0	0	0	0
報 告	4	-	-	-	-	-	-
請 願	受 理	採 択	修正可決	不採択	撤回	継続審査	審議未了
	0	0	0	0	0	0	0
許 可	0	-	-	-	-	-	-
選 任	0	-	-	-	-	-	-
指 定	0	-	-	-	-	-	-
同 意	0	-	-	-	-	-	-
選 挙	0	-	-	-	-	-	-

(8) 議会運営

① 会議時間

本会議は、午前 10 時から午後 5 時までとし、委員会もこれに準じる。

② 議案の審議方法

ア 当初予算・決算

議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置し審査する。

イ 市長提出議案(当初予算・決算を除く)

所管の常任委員会へ付託し審査する。ただし、契約、財産の取得・処分の議案及び人事案件などは委員会付託を省略できる。

ウ 委員会、議員提出議案

委員会付託を省略し審査する。

③ 緊急質問

緊急質問の申し出があったときは、質問の緊急性があるかどうかを議会運営委員会に諮り、緊急を要すると認められたときに議会の同意を得て質問できる。

④ 一般質問

ア 質問方法 ⇒ 代表質問、個人質問制とし、1回目は一括質問に対する一括答弁方式とし、2回目以降は一問一答方式とする。
なお、代表質問は、2月に招集される定例会において実施する。

イ 通告締切 ⇒ 代表質問は、招集告示の2日後から招集日翌日の正午まで。

個人質問は、招集告示の3日後から招集日翌日の午後5時まで。

ウ 発言順序 ⇒ 代表質問の後に個人質問を行う。

代表質問は会派所属議員数の多い順とし、個人質問は発言通告順とする。

エ 発言時間 ⇒ 代表質問は各会派、基本時間 20 分と会派所属議員数に 2 分を乗じて得た時間の合計とする。ただし、その時間が 30 分に満たない場合は 30 分とする。

個人質問は 30 分以内とする。いずれも答弁時間は含まない。

オ 発言回数 ⇒ 回数は代表質問、個人質問とも制限しないものとする。

⑤ 請願

請願は紹介議員を要する。また、請願の提出要件その他については、会議規則で規定されている。請願は、議会運営委員会に諮った後、議長が直接、所管の委員会へ付託している。

請願審査は、紹介議員に出席を求め、提出の趣旨説明を求めるとしている。

⑥ 陳情

陳情は、紹介議員を要しない点を除き請願と同様である。また、陳情の提出要件その他については、請願に準じる旨を会議規則で規定している。

陳情の取り扱いは、議会運営委員会において報告した後、本会議の議題となることなく、その写しを議席配付している。

定例会標準日程表

	曜日	2月	6月	9月	12月
(7日前)	火	招集告示・招集告知（一般質問、議案質疑、資料要求、政策等の形成過程の質問、討議の通告様式発送）			
(6日前)	水				
(5日前)	木				
(4日前)	金	【議会運営委員会】 10:00～（議案の概要説明、会期・審議予定表の作成など） 【議員全員協議会】 13:30～（議案書配付、議案の概要説明、会期・審議予定表の協議など） 【各常任委員会】 議員全員協議会終了後～（同会中査定調査、審査報告の協議）		通告 一般質問（代表質問のみ） 【議会運営委員会】 【議員全員協議会】 【各常任委員会】	【資料要求】受付期間 【政策等の形成過程の質問】
(3日前)	土				
(2日前)	日				
(1日前)	月				
第1日	火	【本会議①】 10:00～（同会、会期の決定、議案の提案理由説明など）			
第2日	水	休会			
第3日	木	休会			
第4日	金	休会 【議会運営委員会】 10:00～（一般質問、資料要求など）		通告 議案受付期間 議案質疑	【付託省略議案】討議通告の特切（6月・9月・12月） 説明・探偵の特切（6月・9月・12月） 発議の特切（6月・12月）
第5日	土	休会			
第6日	日	休会			
第7日	月	休会			
第8日	火	【本会議②】 10:00～（一般質問（2月：代表質問、6月・9月・12月：個人質問））			
第9日	水	【本会議③】 10:00～（一般質問（個人質問））			
第10日	木	【本会議④】 10:00～（一般質問（個人質問））	【議会運営委員会】 本会議終了後～（議案質疑、議案付託など）		【付託省略議案】討議通告の特切（6月・9月・12月） 説明・探偵の特切（6月・9月・12月） 発議の特切（6月・12月）
第11日	金	【本会議⑤】 10:00～（一般質問（個人質問）） 【議会運営委員会】 本会議終了後～（議案質疑、議案付託など）	【本会議⑤】 10:00～（議案質疑、委員会付託省略議案採決、議案付託） 【付託省略議案】討議通告の特切 説明・探偵の特切	【決算特別委員会①】 （正副委員長互選など）	
第12日	土	休会			
第13日	日	休会			
第14日	月	【本会議⑥】 10:00～（議案質疑・委員会付託省略議案採決、議案付託） 【予算特別委員会①】 （正副委員長互選など）	休会 【各常任委員会①】 10:00～（付託議案審査）		
第15日	火	休会 【各常任委員会①】 10:00～（付託議案審査）	【各常任委員会②】 10:00～（審査報告書とりまとめ） 【本会議⑥】 13:30～（常任委員会付託議案採決など） 【議会運営委員会】 本会議終了後～（免職など）		【担任委員長報告】質疑通告の特切 【担任委員会付託議案】討議通告の特切 免職の特切（9月）
第16日	水	休会 【各常任委員会②】 10:00～（付託議案審査）		休会 【決算特別委員会②】 10:00～（付託議案審査）	
第17日	木	休会 【各常任委員会③】 10:00～（審査報告書とりまとめ） 【本会議⑦】 13:30～（常任委員会付託議案採決など） 【議会運営委員会】 本会議終了後～（免職など）	【担任委員長報告】質疑通告の特切 【担任委員会付託議案】討議通告の特切 免職の特切	休会 【決算特別委員会③】 10:00～（付託議案審査）	
第18日	金	休会 【予算特別委員会②】 10:00～（付託議案審査）		休会 【決算特別委員会④】 10:00～（付託議案審査）	
第19日	土	休会			
第20日	日	休会			
第21日	月	休会 【予算特別委員会③】 10:00～（付託議案審査）		休会 【決算特別委員会⑤】 10:00～（付託議案審査）	【決算委員長報告】質疑通告の特切 【決算委員会付託議案】討議通告の特切
第22日	火	休会 【予算特別委員会④】 10:00～（付託議案審査）		【本会議⑦】 10:00～（決算委員会付託議案採決など）	
第23日	水	休会 【予算特別委員会⑤】 10:00～（付託議案審査）	【予算委員長報告】質疑通告の特切 【予算委員会付託議案】討議通告の特切		
第24日	木	【本会議⑧】 10:00～（予算委員会付託議案採決など）			

※祝日等により、日程がずれる場合があります。

(9) 議員報酬・費用弁償・政務活動費

① 議員報酬額

適用年月日	議長	副議長	議員
平成 17 年 4月 1 日	529,000 円	458,000 円	428,000 円
平成 18 年 4月 1 日	502,000 円	435,000 円	406,000 円
平成 21 年 12月 1 日	501,000 円	434,000 円	405,000 円
平成 22 年 12月 1 日	499,000 円	432,000 円	403,000 円
平成 23 年 12月 1 日	497,000 円	430,000 円	401,000 円

② 議員期末手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区分	6 月期	12 月期	計
支給率	100 分の 165	100 分の 165	100 分の 330
加算率		100 分の 15	

③ 議員費用弁償

職務を行うために旅行をした際には、費用弁償として旅費を支給する。

なお、旅費の算定及び支給方法については、職員の例による。

※本会議、委員会、議員全員協議会に出席した場合は 1 kmあたり 40 円の車賃又は交通費の実費額を支給。

④ 政務活動費（平成 26 年 4 月 1 日から条例施行）

1) 交付額 月額 25,000 円（議員 1 人につき）

2) 交付対象 会派又は会派に所属しない議員

(10) 栗原市議会議員名簿（令和5年5月20日現在）

任期：令和3年5月1日～令和7年4月30日

◎議長 高橋 渉 ○副議長 濁沼 一孝

議席	氏名	常任委員会	党派	会派名
1	鹿野芳幸	総務	無所属	市民くりはら
2	欠員			
3	佐藤久義	総務	無所属	新清流
4	佐々木嘉郎	産業建設	無所属	政策フォーラム
5	佐藤勇	産業建設	無所属	市民くりはら
6	三塚東	総務	無所属	政策フォーラム
7	高橋義雄	文教民生	無所属	新清流
8	小野久一	産業建設	日本共産党	日本共産党栗原市議団
9	菊地広志	産業建設	無所属	市民くりはら
10	高橋勝	総務	立憲民主党	立憲・社民フォーラム栗原
11	相馬義勝	産業建設	無所属	市民くりはら
12	阿部光	産業建設	無所属	新清流
13	高橋将	総務	無所属	新清流
14	佐藤悟	文教民生	立憲民主党	立憲・社民フォーラム栗原
15	佐藤勇	文教民生	日本共産党	日本共産党栗原市議団
16	佐藤昭	総務	無所属	市民くりはら
17	石川正	文教民生	無所属	政策フォーラム
18	五十嵐正	総務	無所属	創成会
19	菅原紀	文教民生	無所属	新清流
20	三浦善	文教民生	公明党	(無所属)
21	お尾形	文教民生	無所属	(無所属)
22	管原浩	総務	日本共産党	日本共産党栗原市議団
23	濁沼喜一	産業建設	無所属	創成会
24	高橋渉	(辞任)	無所属	(無所属)

令和5年度 栗原市議会要覧
(令和5年5月 発行)

編集・発行：宮城県栗原市議会事務局
住 所：宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号
電 話：0228-22-1170(直通)

ねじり ほんによ

栗原市の
マスコットキャラクター
す「ねじり ほんによ」で。
栗原市PR担当主事です。
よろしくお願ひします。



「ねじりほんによ」とは？

「ほんによ」とは、刈り取った稻を乾燥させるため、一本の杭（棒）に稻の束を積み重ねたものです。束を少しずつずらしてらせん状に積んだ「ねじり ほんによ」は、米どころ栗原の残していくたい風景です。

様式第3号（第3条第2項第3号関係）

支出伝票

整理番号	2
------	---

会派名	無会派 月曜日			
支出項目	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 公聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費			
実施年月日	令和6年2月6日 7	支出年月日	令和6年2月3日 夕	
支出金額	22,968 円	按分率	100/100	按分後の額 22,968 円
支出先	(有)菓子専小田島 ほか 別紙のとおり			
使途内容	会派合同視察(福島県庁、福島県大沼郡金山町)			
備考				

領収書添付欄

別紙

※領収書は重ならないように添付してください。領収書添付欄が足りない場合は、裏面を使用してください。

様式第3号（裏面）

領 収 書 添 付 用 紙

※領収書は重ならないように添付してください。

令和5年度 かくだ未来俱楽部 会派議員行政観察決算書

令和6年2月6日～7日

単位:円

項 目	金 額	備 考
お土産代	6,975	観察先へ(福島県庁・金山町役場)
ご宿泊代	30,600	ホテルルートイン会津若松(@7,650×4名)
交通費	37,760	角田→会津川口→角田(阿武隈急行・東北新幹線・磐越西線・只見線)
タクシーレ	4,650	福島駅→福島県庁→福島駅・会津若松駅→ホテル→会津若松駅
食事代	11,890	2/6(エスパル福島店内)(こちらしょ)2/7(おふくろ)
合 計	91,875	一人当たりの政務活動費 @22,968.75

以上、上記の通り決算報告致します。かくだ未来俱楽部会計 潧口 聖人

かくだ未来俱楽部(3名)@22,968.75×3=68,907円

無会派・星議員(1名) @22.968.75×1=22,968円

合 計 91,875円

0000-0118
かくたに未来俱楽部 沢
と無会派 営業課

2024年 2月 3日土曜日



領收証

¥ 6,975-

(消費税 ¥ 517)

但し、(有)菓子処小田嶋
角田市角田字町249
TEL 0224-62-2206
登録番号T5370102001846
*保管上のお願い
*財布等で保管強く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

領收證明書
2回×単2,750
45,500円
手数料
1,475円
税
6,975
支拂
1,457円
手数料
7,000
支拂
25
支拂
3
点数
8%
登録番号 T5370102001846
販売税率 (8%) 对象商品です。
0118 15時06分

視察代 手形代
福島県庄内金山の役場へ

領 収 書

No. 00011320-00

2024/02/06

角田市議会かくだ未来俱楽部様 無会派 星隆悦 様

登録番号: T9010701012499

金額	¥ 30,600 -
----	------------

内訳
10%税込 対象合計 30,600 内消費税 2,781

但し、ご宿泊代
(現金)として、
上記金額正に領収いたしました。

ホテルルートイン会津若松

〒965-0026 福島県会津若松市平安町1-5
TEL:0242-28-3370 FAX:0242-28-3321
ルートインジャパン株式会社
作成地: 東京都品川区大井1-35-3

[担当者]

印紙税申告納付につき品川税務署承認済

普通 (片) 往) 回数

乗車券発行証明書

団体 定期

かくだ未来県民部と無会派星陽院様

下記のとおり証明いたします。

区間	枚数	単価	金額
角田 - 福島	4	280	1,120
-			
計			

年 2月 6 日

阿武隈急行株式会社 角田駅長



領 収 証

2024年 2月 6日

かくだ未来県民部と無会派星陽院様

金 6,440円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

適用税率 10%

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

福島 802 No.000019

本領收証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

福島駅 → 会津若松駅 那山駅

領 収 証

2024年 2月 6日

かくだ未来県民部様

金 4,680円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

適用税率 10%

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

会津若松 302 No.000001

本領收証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

那山駅 → 会津若松駅

領 収 証

2024年 2月 7日

角田市議会かくだ未来俱楽部様 無会派 星隆悦様

金9,360円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

適用税率 10%

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

会津若松駅 ⇄ 会津川口駅

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

会津若松804 No.000001

領 収 証

2024年 2月 7日

かくだ未来俱楽部と無会派 星隆悦 様

金10,240円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

適用税率 10%

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

会津若松駅 → 福島駅

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

郡山811 No.000028

2024年02月07日

領 収 書

領収No000152

かくだ未来俱楽部と無会派 星隆悦 様

¥3,520-

(但し として
正に領収致しました)

印

収入印紙

阿武隈急行(株)福島駅

福島県福島市栄町1
電話 024-522-1322

福島駅 → 南田駅

印刷面を内側に折って保管願います

領 収 書

No.2020

日付 2024年 02月 06日
 車番 000606 0000
 基本運賃 ¥760円
合計 **¥760円**

上記の様に領収致しました
 消費税率 10%
吾妻観光有限会社
 福島県福島市成川字西谷地20-1
TEL 024-557-1241

(インボイス登録番号)

T8380002000226

福島駅→福島県庁

領 収 書

No.7331

日付 2024年 02月 06日
 車番 000607 0000
 基本運賃 ¥760円
合計 **¥760円**

上記の様に領収致しました
 消費税率 10%
吾妻観光有限会社
 福島県福島市成川字西谷地20-1
TEL 024-557-1241

(インボイス登録番号)

T8380002000226

福島県庁→福島駅

会津若松駅→ホテル

領 収 書

現・チ・ク・割引 No.1683

日付 2024年 02月 06日 14:55

車番 000703 0000

基本運賃 ¥940円

合計 **¥940円**

上記の様に領収致しました
 毎度ご乗車ありがとうございます
 消費税率 10%

福島県喜多方市塙川町町北18-2

塙川タクシー株式会社

TEL (0241) 27-2141

登録番号
 T2380001018646

ホテル→こらんじょ

領収書

毎度ご乗車ありがとうございます。
 車両番号 251号
 2024年02月06日

乗車料金 **¥ 580円**
 立替金 円

(現金・チケット・クーポン)
 上記の通り正に領収致しました。

登録番号:T1380001018564 消費税率 10%

葵 観光タクシー
 会津若松市インター西8
 TEL 0242-37-1533
 喜多方市塙川町三吉字西畑21-3
 TEL 0241-27-8111

領 収 書

2024年02月06日 -017

メーター運賃 ¥580円

合計 **¥580円**
 (税率10%)

登録番号 T6380001020359

現 金 支 払 ¥580円
 無線番号 583

毎度ご乗車ありがとうございます。

会津乗合自動車(株)

会津若松市白虎町195
 若松駅前(営) TEL 0242-38-1234
 喜多方(営) TEL 0241-22-5555
 猪苗代(営) TEL 0242-62-2222

こらんじょ→ホテル

領 収 書

2024年02月07日 -024

メーター運賃 ¥1,030円

合計 **¥1,030円**
 (税率10%)

登録番号 T6380001020359

現 金 支 払 ¥1,030円
 無線番号 565

毎度ご乗車ありがとうございます。

会津乗合自動車(株)

会津若松市白虎町195
 若松駅前(営) TEL 0242-38-1234
 喜多方(営) TEL 0241-22-5555
 猪苗代(営) TEL 0242-62-2222

ホテル→会津若松駅

24. - 2. - 6
握り (特上)
1012
魚河岸処 仙 福島店
024-521-3010

【領收証】
11:45
¥1980

24. - 2. - 6
海鮮丼
1010
魚河岸処 仙 福島店
024-521-3010

【領收証】
11:44
¥1280

24. - 2. - 6
海鮮丼
1009
魚河岸処 仙 福島店
024-521-3010

【領收証】
11:42
¥1280

24. - 2. - 6
海鮮丼
1011
魚河岸処 仙 福島店
024-521-3010

【領收証】
11:44
¥1280

↑
← 2月6日 飲食代 1人 @1,000 × 4人
= 4,000円

領 収 証

飲食業者名: 飲食業者名: 会員登録番号: 様 No.



内 訳
現 金 ✓
小切手 / /
手 形 / /
消費税(10%)
消費税(8%)
内税額計

但 飲食代

R6年2月6日 上記正に領收いたしました

登録番号

喫食處

こあわい

会津若松市東千石1丁目2-21

(千石ニュータウン)

TEL (0242) 28-8051

収入印紙

2024年02月07日
一連No. 025020
領收No. 000002

領 収 書

様

¥3,890-

対象計
内税

10.0%
¥3,890-
¥354-

(但し、飲食事代として、正に領收致しました)
印刷面を内側に折って保管願います

民宿・食堂

おふくろ

福島県大沼郡金山町大字川口字下町601
TEL・FAX: 0241-54-2429

登録番号:T4-8108-8845-7926

様式第8号（第7条第1項第1号ア及び同項第2号イ関係）

市政に関する調査研究に資するために要した経費記録簿（兼）

政務活動費活動記録簿

令和6年2月7日

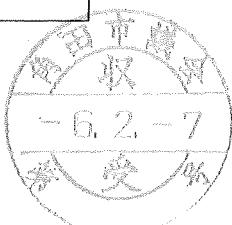
角田市議会議長 馬場 道晴 殿

会派名 かくだ未来俱楽部
代表者 武藤 広一
(又は代表議員名)

下記のとおり実施したので報告します。

出張期間	令和6年2月6日(火)～令和6年2月7日(水)
場所	福島県庁・福島県大沼郡金山町役場
相手方	福島県生活環境部 生活交通課・金山町役場 企画課
出張者名	かくだ未来俱楽部 武藤 広一、菅野 マホ、瀧口 聖人 無会派 星 隆悦
出張の目的 (○を記入)	研究会・研修会・講演会・会議 <input checked="" type="checkbox"/> 調査 視察 その他() 広報・公聴
概要・結果等	別紙のとおり

※記入する欄が足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

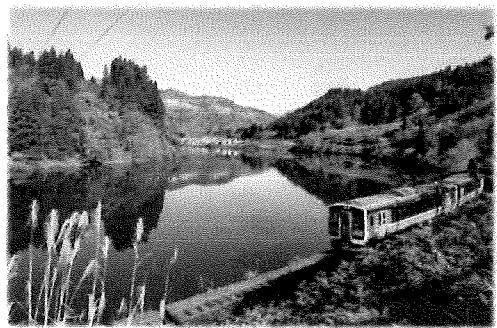


かくだ未来俱楽部視察研修会

テーマ 「只見線の取組について」

かくだ未来俱楽部 武藤広一、菅野マホ、瀧口聖人

無会派 星 隆悦



1日目 令和6年2月6日（火）福島県生活環境部生活環境課

2日目 令和6年2月7日（水）福島県金山町企画課

只見線乗車 会津若松駅 ⇒ 会津川口駅

1. 福島県生活環境課での概要

・近況

平成23年7月新潟・福島豪雨により被災し、鉄橋の流出や土砂崩れによる線路の崩壊など甚大な被害を受け、特に会津川口駅（金山町）～只見駅（只見町）間では、只見川に架かる第5、第6、第7の橋りょうが流出した。

・復旧費用 最終的には 約90.7億円 負担割 国1/3 県1/3 地元1/3

・平成28年度第2回只見線復興推進会議

地元の総意として、上下分離方式による復旧方針を決定

運営費 県7割 市町村3割

※上下分離方式とは、鉄道の運行（上）をJRを行い、鉄道施設等の維持管理（下）を別の組織が担う方式。現在、下の部分は福島県が担っている。

※阿武隈急行線の場合も「みなし上下分離方式」で運行しており、上は阿武隈急行が、下は沿線市町が担っている形です。

・令和4年10月に全線開通し現在に至る。

・第2期只見線利活用計画 ⇒ 別紙参照

・奥会津郷土写真家 星 賢孝 氏 は、とにかく只見線が大好きで、年間300回も乗車する方で、星氏がSNS等を通じて内外に発信し、現在では台湾等からの観光客（インバウンド）が急増している。

・星氏の言葉 「只見線がなくなったら、奥会津は消滅する、只見線を応援する声は、国や県、市町村を動かし、復旧費や維持費は負担ではなく、必要な「投資」だと認識してくれた」

2. 金山町企画課での概要

・只見線上下分離方式区間 会津川口駅（金山町）～只見駅（只見町）

・現在の運営費（上下分離の「下」） 約2億1千万円

内訳 7割 福島県 1億4千7百万円

3割 会津17市町村 6千3百万円

内訳 沿線（若松市・只見町・金山町等） 97%

非沿線（喜多方市・南会津町・昭和町等） 3%

金山町負担 13,033,000円（年間） ⇨ 上限値

・鉄道復旧合意までに、こなしたことしました

1. 只見線通勤運動
2. 会議等での只見線利用
3. 只見線に乗ろうキャンペーン
4. 只見線のりのり俱楽部設立
5. 復旧募金活動
6. 児童生徒の乗車促進
7. 只見線町民号の実施
8. 復旧嘆願ハガキ運動



福島県庁にて

・全線運転再開が決まって、こんなことやりました（新運動記述）

1. 只見線に手を振ろう運動
2. 沿線景観整備（立木伐採等）
3. 新たな補助金制度
4. 町内を花で彩ろう運動
5. 全戸のぼり旗
6. イベント（映画・レールウォーク）

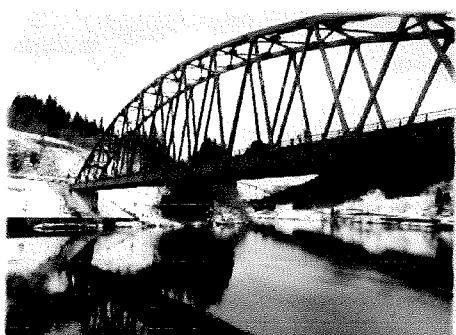


・現在はこんな事業を実施しています（新運動記述）

1. 町民向け只見線ツアーの実施
2. 只見線周辺の環境整備
3. 只見線を活用した地域づくりの応援
4. ふるさと納税の活用
5. 二次交通への取組
6. 高校・大学と連携した取り組み



只見線にて



金山町役場にて



金山町役場議場にて

目指すべき姿

只見線が地域の暮らしあ文化、産業を支え輝かせる
日本一の「地方創生路線」

基本方針

只見線の「価値」を地方創生（住みたま、住み続けられるまち）に活かす・つながる

只見線の5つの価値

① 生活を支える交通ネットワークとしての価値 【交通】

→（目標） 奥会津地域の住民が年に1回以上只見線を利用

② 交流人口を呼び込む観光資源としての価値 【交流人口】

→（目標） 只見線沿線地域の観光客入込数年間620万人以上

③ 地域の象徴、誇らしさ、拠り所としての価値 【象徴】

→（目標） 奥会津地域住民の8割以上が只見線を地域のシンボルとして認識

④ 関係人口を生む地域資源としての価値 【関係人口】

→（目標） 「只見線に関する事業」に用途を指定したふるさと納税件数年1,500件以上

⑤ 交通以外で日々の暮らしに役立つ価値 【暮らし】

→（目標） 新たな只見線の活用方法の実現件数延べ5件以上

10の重点プロジェクト

1		只見せ海の五能線、山の只見線プロジェクト 会津地域からではの企画列車を運行し、将来的にはJR五能線リゾートしかもみのような、只見線オリジナルの観光列車の定期運行を目指す。
2		奥会津駅整備プロジェクト 奥会津の風景を閉塞している竹や竹林を抜き、車窓や沿線のビューポイントを創出する。また、駅や駅周辺の美化活動を推進する。
3		只見線字體列車プロジェクト 既存の新幹線プログラム等とも連携し、駅や列車内、沿線地図で環境教育や本隊字體等を伝播することで、活きた知識の習得と郷土愛の心を育む。
4		インバウンド誘客再加速化プロジェクト 台湾等の東アジアをターゲットとしたプロモーションを積極的に展開するとともに、沿線地域の受入体制を強化する。
5		只見線を介した関係人口創出プロジェクト 只見線の存在を関係人口の創出につなげていくため、大学生等との交流活動の実現や只見線の理由が活躍できる場を創出・拡大する。
6		みんなの只見線プロジェクト～只見線に乗つて～ 地域の機運を高め、マイレール電通を県外で発信することで、只見線の利用促進を図るとともに、来訪者へのおもてなしの心を醸成する。
7		只見線産業育成プロジェクト ガイドの育成や商品開発など、只見線を活用しながら、地域ならではの産玉を育成することと、住民が活躍できる場を創出する。
8		只見線二次交通整備プロジェクト 周辺バスやレンタサイクル、レンタカー等の二次交通の整備により、生活利用、観光利用の両面で只見線の利便性を向上する。
9		只見線の新たな価値創造プロジェクト～幸せを通じて只見線へ～ 只見線のホテンシャルを最大限に活用し、生活の利便性や暮らしやすさの向上につながるような、新たな只見線の活用方法を検討・実行する。
10		只見線魅力発信プロジェクト 只見線のプロモーションを強化し、ウェブページやSNS、テレビなど、様々な媒体により地域の魅力を発信する。

只見線の取組について

(本日のお話)

- 1 全線運転再開までの経緯
- 2 只見線の維持管理
- 3 只見線の利活用
- 4 今後の課題

令和6年2月6日
福島県生活交通課

1

全線運転再開までの経緯

- JR只見線は、会津若松駅と小出駅（新潟県魚沼市）を結ぶ全長135.2kmの路線
- 会津若松駅を起点とした「会津線」と、小出駅を起点とした「只見線」、また、電源開発に伴う田子倉ダム建設の資材輸送鉄道がつながり、1971年（昭和46年）に現在の只見線へ

1926年（大正15年） 会津線として会津若松駅から会津坂下駅間が開業

1928年（昭和3年） 会津坂下駅から会津柳津駅間が延伸開業

1941年（昭和16年） 会津柳津駅から会津宮下駅間が延伸開業

1956年（昭和31年） 会津宮下駅から会津川口駅間が延伸開業

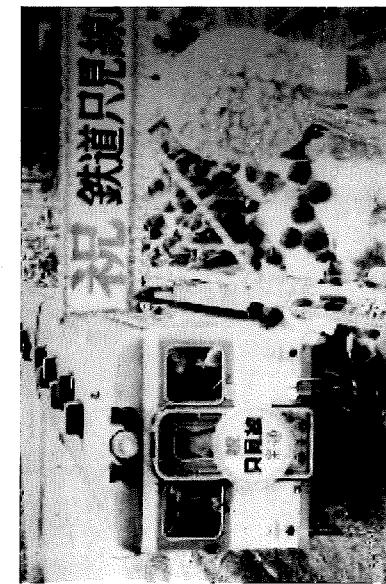
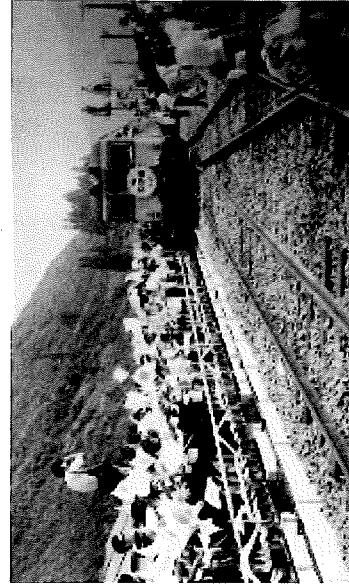
1957年（昭和32年） 電源開発（株）専用鉄道による貨物輸送を開始

1961年まで田子倉ダム建設輸送を実施

1963年（昭和38年） 電源開発（株）より譲渡を受け、

会津川口駅から只見駅間が延伸開業

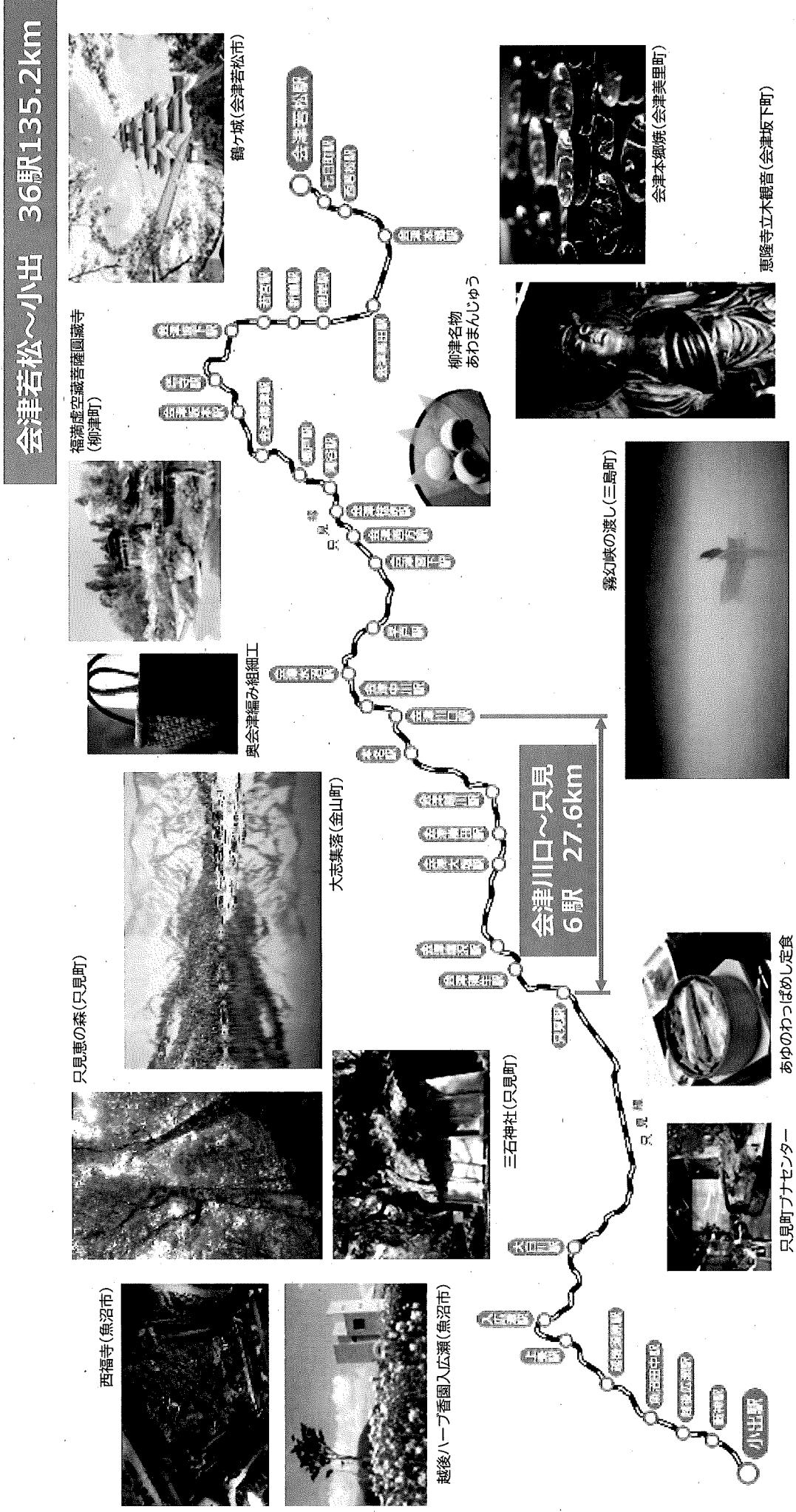
只見駅から大白川駅間が延伸開業
小出駅からの只見線と統合し、
会津若松駅から小出駅間135.2kmとなる。



只見線の路線図

2

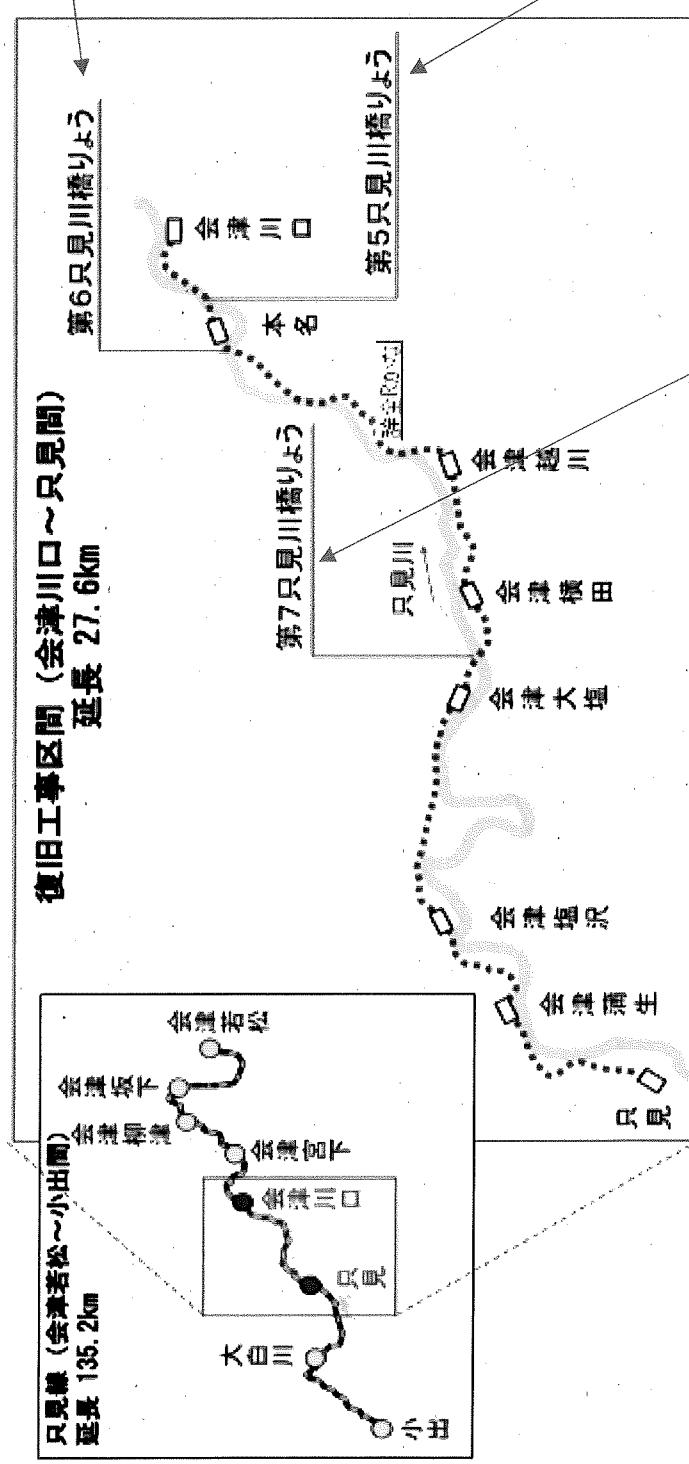
- 「紅葉の美しい鉄道路線」、「雪景色の綺麗なローカル線」など、絶景を見ることができる秘境ローカル線として人気の只見線
- 会津若松駅（福島県）から小出駅（新潟県）までの36駅の区間には、日本の原風景を感じる趣きのある歴史、食文化、温泉など多彩な魅力にあふれている



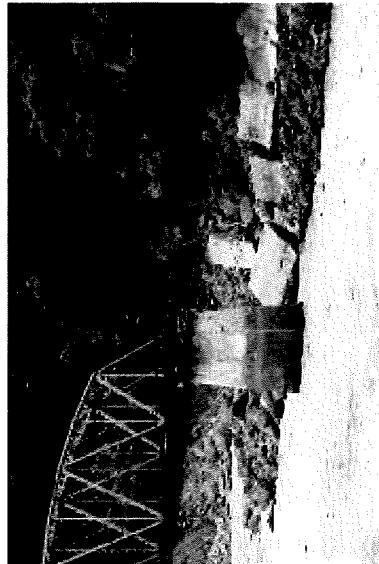
平成23年7月新潟・福島豪雨による被災

3

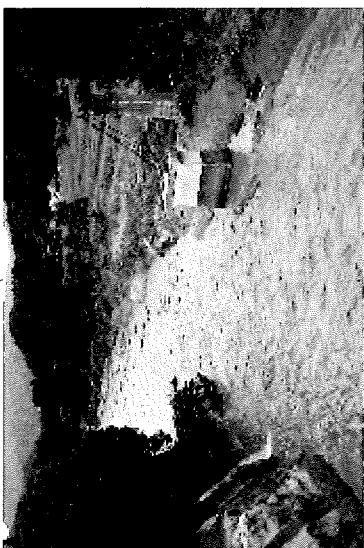
- 只見線(は、鉄橋の流出や土砂崩れによる線路の崩壊など甚大な被害を受け、特に会津川口駅～只見駅間では、只見川に架かる第5、第6、第7の橋りょうが流出



第6只見川橋りょう



第5只見川橋りょう



第7只見川橋りょう

復旧費用は約85億円（当時）

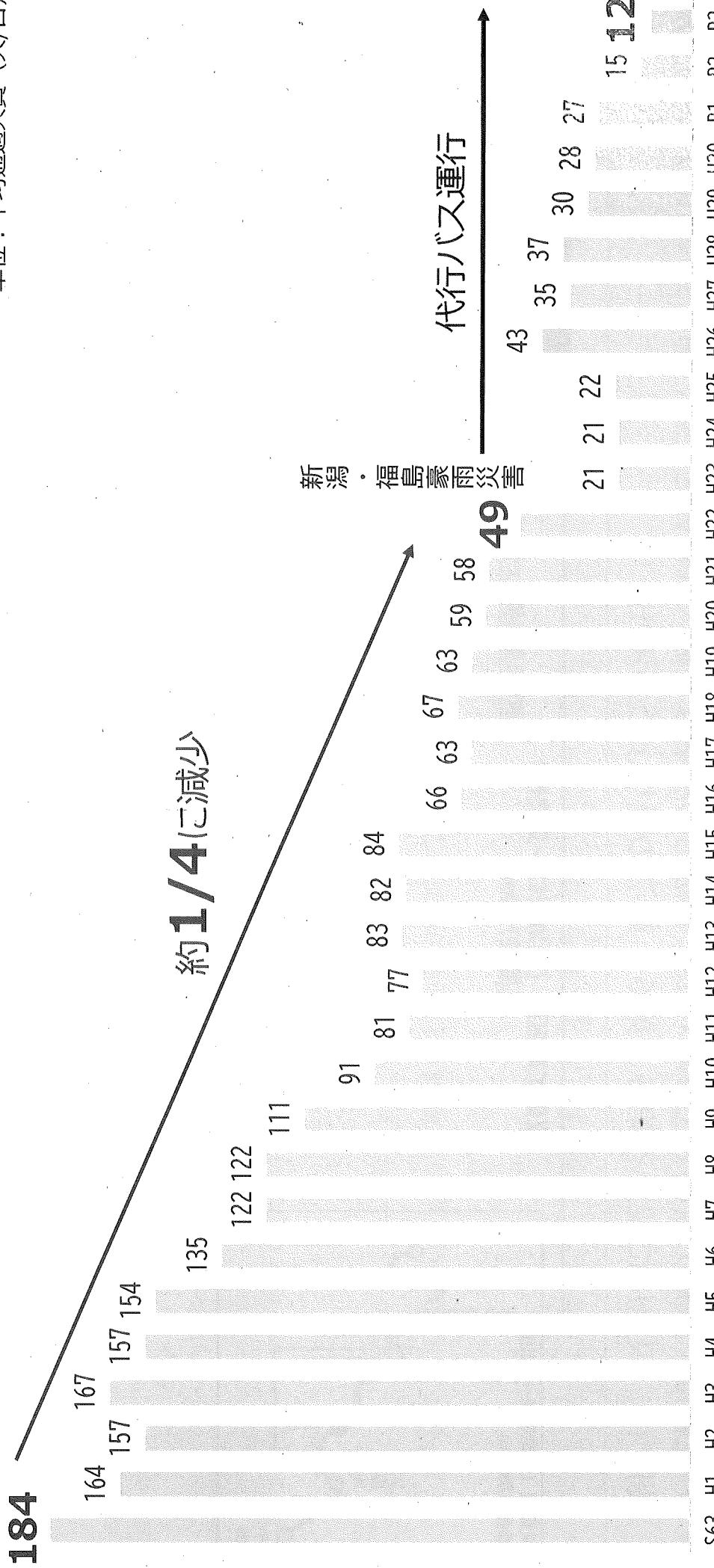
最終的に約90.7億円へ

会津川口駅へ只見駅間の利用状況

4

- 会津川口駅から只見駅間の平均通過人員（人/日）は、JR民営化後のS63年度184人/日に対し、新潟・福島豪雨災害前のH22年度は**49人/日で約4分の1まで減少**
- 豪雨災害後(は代行バスを運行し、再開通前の令和3年度(は12人/日

単位：平均通過人員（人/日）



出典：JR東日本「路線別ご利用状況」

全線運転再開までの経緯（全体概要）

5

- 平成23年8月 新潟・福島豪雨による被災
- 平成25年11月 会津17市町村、新潟県、魚沼市等による「只見線復興推進会議」発足
- 平成28年3月 県と沿線市町村による「只見線復興推進会議検討会」発足
以降、計7回にわたり上下分離方式による鉄道復旧の方針を議論
- 平成29年6月 県とJR東日本との間で上下分離方式による「只見線（会津川口駅～只見駅間）の鉄道復旧に関する基本合意書・覚書」を締結
- 平成30年6月 改正鉄道軌道整備法成立（議員立法）
復旧工事起工式
- 平成31年4月 県庁内に只見線再開準備室設置
- 令和3年11月 県の第三種鉄道事業の許可
- 令和4年5月 全線運転再開日を「令和4年10月1日」に
すると共同記者発表
- 令和4年8月 会津若松駅内に只見線管理事務所設置
- 令和4年10月 只見線全線運転再開



基本合意書・覚書の締結（平成29年6月）

全線運転再開までの経緯（詳細①－只見線復興推進会議設置まで－）

6

- 平成23年7月 新潟・福島豪雨による被災
災害後速やかに会津若松～会津坂下駅間の運転再開
- 平成23年8月 会津坂下～会津宮下駅間の運転再開、大白川～小出駅間の運転再開
- 平成23年12月 会津宮下～会津川口駅間の運転再開、会津川口～只見駅間の代行バス運行
- 平成24年8月 只見～大白川駅間の代行バス運行（国道252号の通行止め解除）
- 平成24年10月 只見～大白川駅間の運転再開
- 平成25年1月 知事がJR東日本に対し、全線復旧を要望
- 平成25年3月 田子倉駅（只見～大白川駅間）の廃止
- 平成25年5月 JR東日本が復旧費用試算結果等を公表
復旧費用は約85億円、復旧に要する期間は4年以上
- 平成25年8月 知事、沿線7市町村長が国土交通省、復興庁に要望
第1回只見線復興推進会議（会長：知事）の開催
- 平成25年11月 【構成団体】県、会津17市町村、新潟県、魚沼市、関係団体
【検討事項】運転再開に向けた財政的支援の検討・実施、利活用促進
- 平成25年12月 県と会津17市町村で「只見線復旧復興基金」の積立てを決定
復旧費約85億円の1/4に当たる21.25億円を県70%、市町村30%で積立て

■ 平成28年3月

只見線復興推進会議検討会（会長：副知事）の立ち上げ

県、沿線7市町長を構成員、国土交通省及びJR東日本をオブザーバーと一緒にして、復旧方法、利活用促進、地域振興策等を計7回にわたり検討

開催日	主な内容
第1回 (H28.3月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元は、早期に全線復旧してほしいとの強い意思を表明 ● JRは、利用状況は非常に厳しいとして、次回までに鉄道復旧の条件とバス転換の概要を示すとした
第2回 (H28.5月)	<ul style="list-style-type: none"> ● JRは、鉄道復旧は困難であり、バス転換を提示 ● 地元は、地元負担が増加したとしても、鉄道復旧の方策を提示するよう要請
第3回 (H28.6月)	<ul style="list-style-type: none"> ● JRは、復旧費の地元負担に加え、「上下分離方式」を提案 ● 地元は、厳しい条件であるが、前向きに受け止めるとの意見
第4回 (H28.9月)	<ul style="list-style-type: none"> ● バス転換と上下分離方式による鉄道復旧について比較検討し議論
第5回 (H28.11月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧費の2/3を地元負担、1/3をJRが負担することで合意 ● 住民懇談会を開催し、鉄道復旧案とバス転換案を諮詢することを決定
第6回 (H28.12月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 上下分離方式による鉄道復旧方針を全会一致で合意 ● あわせて、利活用プロジェクトチームの立ち上げを決定
第7回 (H29.1月)	<ul style="list-style-type: none"> ● 上下分離方式による鉄道施設の保有・管理主体は県が担うことを決定 ● 地元負担軽減の観点から、復旧費負担は県が覚悟を持つて取り組むこと、運営主体は人的にも県が中心となり、負担割合は県7：市町村3で進めることで合意

■ 平成28年11月 只見線沿線市町村住民懇談会（会津美里町会場）

対象市町村	会津若松市、会津坂下町、柳津町、会津美里町
出席者	地元代表者20名（市町村推薦）、一般傍聴者約20名
主な意見	全体としては、復旧費に加え、運営費の地元負担が将来にわたり重くのしかかることを心配する声と、地域の宝である只見線の復旧を望む声が拮抗

■ 平成28年12月 只見線沿線市町村住民懇談会（金山町会場）

対象市町村	只見町、三島町、金山町
出席者	地元代表者20名（市町村推薦）、一般傍聴者約30名
主な意見	全体としては、鉄道復旧を強く望む声が多數を占めたものの、運営費の地元負担が将来にわたり続くことを心配する声や、鉄道復旧に当たつては上下分離方式ではなく、JRや国が責任を持つて復旧すべきという意見もあった

- 平成28年度第1回只見線復興推進会議
上下分離による復旧方針（案）と、県・市町村間の確認書（案）を確認
- 平成28年度第2回只見線復興推進会議
地元の総意として、上下分離方式による復旧方針を決定
運営費の負担割合（県7：市町村3）等を定めた確認書の取り交わし
- 平成29年2月
- 平成29年3月

■ 平成29年6月 県とJR東日本との間で上下分離方式による「只見線（会津川口駅～只見駅間）の鉄道復旧に関する基本合意書・覚書」を締結

鉄道による復旧	<ul style="list-style-type: none"> JR東日本は、県及び会津17市町村からの要請に基づき、会津川口～只見駅間を鉄道で復旧 県は、会津川口～只見駅間の鉄道施設等を保有し、JR東日本(は、保有車両を用いて運行（被災前の1日当たり3往復を基本）
復旧工事	<ul style="list-style-type: none"> 復旧工事は、JR東日本が実施 復旧費用の負担割合は、県が2/3、JRが1/3
鉄道施設等の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> JR東日本は、会津川口～只見駅間の鉄道施設等を県に無償で譲渡
鉄道事業の許可	<ul style="list-style-type: none"> 運転再開までに、県は「第三種鉄道事業者」、JR東日本は「第二種鉄道事業者」の許可を取得
鉄道施設等の使用料	<ul style="list-style-type: none"> 県は、JR東日本に使用料の請求を行うが、JR東日本が使用料を支払うことにより、収支に欠損が生じないよう減免
鉄道施設等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 県は、譲渡を受けた鉄道施設等の維持管理を行い、災害復旧や資本的支出を要する場合等を含めて鉄道施設等に係る費用を負担
利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 県は、会津川口～只見駅間以外を含めた只見線全線の厳しい利用状況を理解し、持続可能な運営に向け、JR東日本と共に主目的に只見線の利用を促進

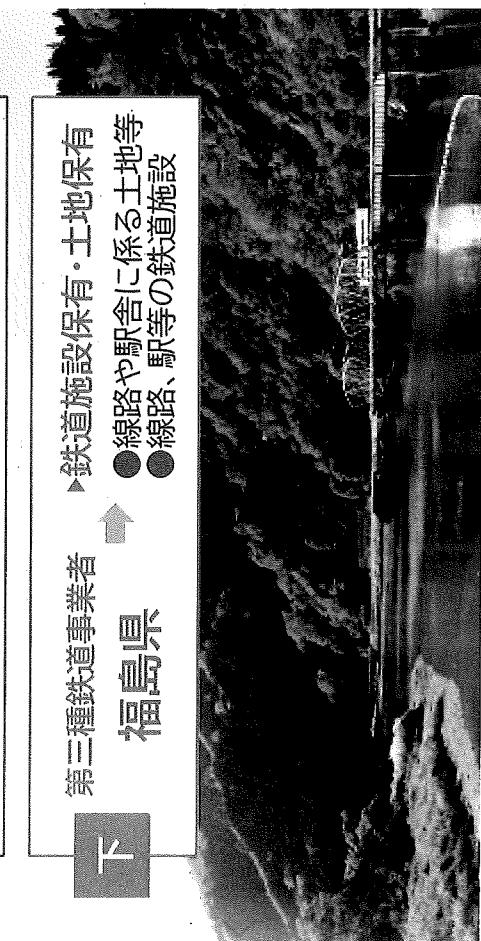
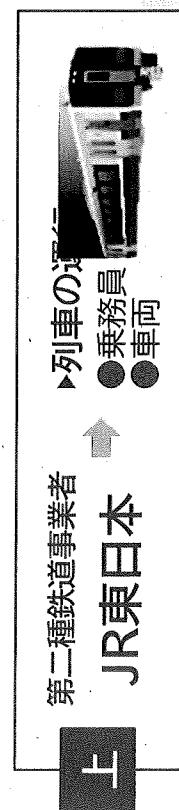
2 只見線の維持管理

県管理区間（会津川口駅～只見駅間）の維持管理体制

10

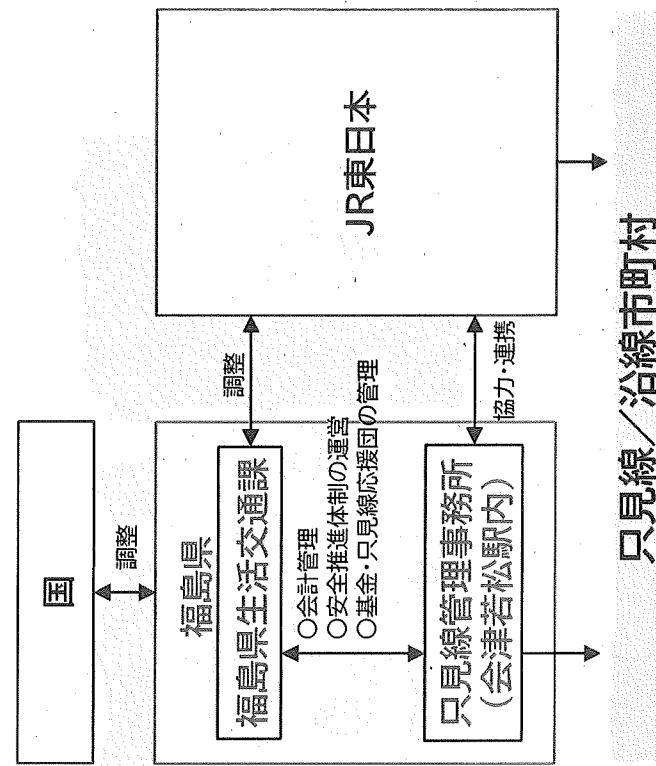
上下分離方式

- 会津川口駅～只見駅間にについては、「上下分離方式」を採用
- 上下分離方式とは、鉄道の運行（上）と鉄道施設等の維持管理（下）を別の組織が担う方式
- 只見線（会津川口～只見駅間）の場合、鉄道の運行（上）をJR東日本が、鉄道施設等の維持管理（下）を福島県が担う



維持管理体制

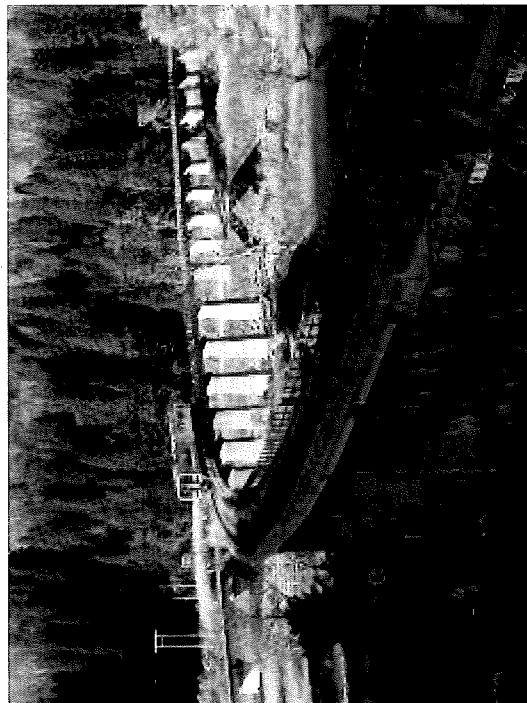
- 福島県では、復旧後の会津川口駅～只見駅間の維持管理を行うため、令和4年8月1日に「只見線管理事務所」を設置
- 職員は安全管理統括監+所長以下7名体制（うち3名はJR派遣）
- 県管理区間内の鉄道施設の維持管理と、本庁と役割分担の上、只見線の利活用を所掌



維持管理を行う県管理区間内の主な鉄道施設

11

- 維持管理を行う県管理区間内の主な鉄道施設は、以下のとおり
- JR東日本から譲渡を受けた鉄道用地・施設は約2,000件（土地1,926件（66.4万m²）、駅舎等9件）



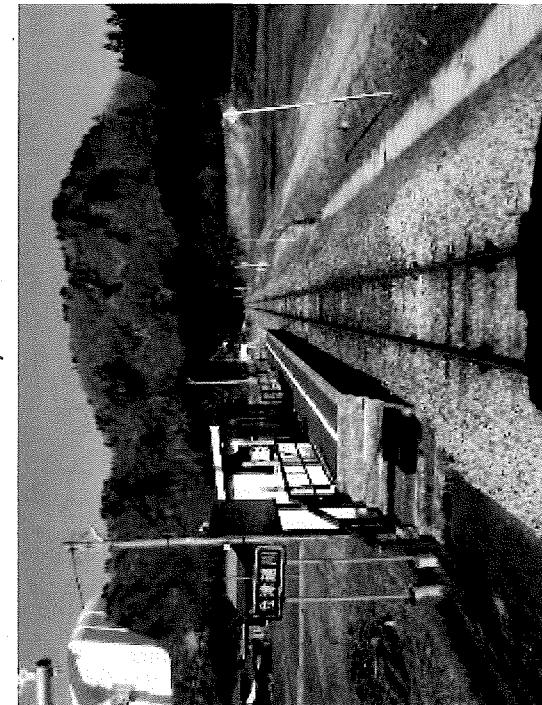
線路26.9km



66橋梁 (2,605.3m)



5トンネル (4,453.0m)



6駅 (1面 : 24.5m)

1 検査、修繕・改良工事等

土木、線路、通信、信號通信、建築の各系統の鉄道施設（線路、駅舎、橋梁、トンネル、踏切、電力設備、信號設備、通信設備など）の検査、保守修繕、監督等

2 災害警備等

JR東日本が定める基準や警備区分に基づく発令により、現場状況の確認等
踏切・通信故障等障害発生時、職員を現地に向かわせ通行者等の対応、現地確認、復旧措置

3 運転保安手続き

鉄道工事が列車運行の合間に行われる特性を踏まえた作業条件の管理
(例) 列車ダイヤの取得、各作業現場間の競合調整、線路閉鎖工事等の着手、終了の承認要請等

4 除雪

冬期間(は、踏切や法面、ホーム等の除雪を実施（週休日・休日等においても出勤する体制）

5 財産（用地）管理

6 安全教育実績等の管理

7 関係法令等に関する業務

- 監査（鉄道事業等監査規則）：国土交通省令に定められた保安監査、業務監査、会計監査
- 安全報告（鉄道事業法）：安全確保のために講じた措置及び講じようとする措置を公表
- 統計報告（統計法）、鉄道事故等報告（鉄道事業法）
- 近接協議（建設工事公衆災害防止対策要綱）
軌道敷内又は軌道敷に近接して行われる土木作業等についての協議
- 鉄道施設の変更に伴う認可申請（鉄道事業法）
- 各種規程や基準の管理

- 現在、只見線管理事務所には、JR東日本から技術職3名を派遣いただいているが、派遣期間終了後の維持管理体制の確保が急務（信号通信職は令和6年11月末まで、鉄道土木職は令和6年度末まで、保線職は令和9年10月末まで）
- このため、福島県職員として初の「鉄道技術職」の採用募集を決定

■ 鉄道技術職募集案内（抜粋）

募集職種	工務（保線）	信号通信
募集人数	1名程度	1名程度
年齢要件	1973年4月2日以降生まれ (49歳以下)	1973年4月2日以降生まれ (49歳以下)
資格要件	①高校・大学等の土木関係学科を卒業又は卒業見込み ②高校卒業後、鉄道事業の保線又は鉄道土木関連の業務経験期間が通算5年以上 ※(ま)か視力要件等あり	①高校・大学等の電気・機械関係学科を卒業又は卒業見込み ②高校卒業後、鉄道事業の信号通信関連の業務経験期間が通算5年以上 ※(ま)か視力要件等あり
募集期間	令和5年9月15日～10月12日	令和5年9月15日～10月12日

只見線の利活用

3

目指すべき姿

只見線が地域の暮らしや文化、産業を支え輝かせる
日本一の「地方創生路線」

基本方針

只見線の「価値」を地方創生（住みたいい、住み続けられるまち）に活かす・つながる

只見線の5つの価値

① 生活を支える交通ネットワークとしての価値【交通】

→（目標）奥会津地域の住民が年に1回以上只見線を利用

② 交流人口を呼び込む観光資源としての価値【交流人口】

→（目標）只見線沿線地域の観光客入込数年間620万人以上

③ 地域の象徴、誇らしさ、抛り所としての価値【象徴】

→（目標）奥会津地域住民の8割以上が只見線を地域のシンボルとして認識

④ 関係人口を生む地域資源としての価値【関係人口】

→（目標）「只見線に関する事業」に用途を指定したふるさと納税件数年1,500件以上

⑤ 交通以外で日々の暮らしに役立つ価値【暮らし】

→（目標）新たな只見線の活用方法の実現件数延べ5件以上

10の重点プロジェクト

1	只見海の五能線、山の只見線プロジェクト 会津地域ならではの企画列車を運行し、将来的にはJR五能線リゾートしゃかみのような、只見線オリジナルの新幹線列車の定期運行を目指す。	
2	奥会津景観整備プロジェクト 奥会津の風景を阻害している杉や雑木を伐採し、車窓や沿線のビューポイントを創出する。また、駅や駅路沿いの美化活動を推進する。	
3	只見線学習列車プロジェクト 既存の教育プログラム等とも連携し、駅や列車内、沿線地域で環境教育や交通安全等を提供することで、活きた知識の習得と郷土愛の心を育む。	
4	インバウンド誘客再加速化プロジェクト 台湾等の東アジアをターゲットとしたプロモーションを積極的に展開するとともに、沿線地域の受入体制を強化する。	
5	只見線を介した関係人口創出プロジェクト 只見線の存在を関係人口の創出につなげていくため、大学生等との交流活動の展開や只見線応援団が活躍できる場を創出・拡大する。	
6	みんなの只見線プロジェクト～只見線に乗つて～ 地域の営業を高め、マイレール意識を醸成することで、只見線の利用促進を図るとともに、来訪者へのおもてなしの心を醸成する。	
7	只見線産業育成プロジェクト ガイドの育成や商品開発など、只見線を活用しながら、地域ならではの産業を育成することで、住民が活躍できる場を創出する。	
8	只見線二次交通整備プロジェクト 周遊バスやレンタサイクル、レンタカー等の二次交通の整備により、生活利用、観光利用の両面で只見線の利用促進を図る。	
9	只見線の新たな価値創造プロジェクト～幸せを通ぶ只見線～ 只見線のボテンシャルを最大限に活用し、生活の利便性や暮らしやすさの向上につながるような、新たな只見線の活用方法を検討・試行する。	
10	只見線魅力発信プロジェクト 只見線のプロモーションを強化し、ウェブページやSNS、テレビなど、様々な媒体により地域の魅力を発信する。	

只見線における利活用の取組（令和5年度の主な取組）

16

●只見線ならではの企画列車の運行

トロッコ列車「風っこ号」や会津鉄道の「お座トロ展望列車」等を運行

●只見線乗車とセツトにしたバスツアーアー等の運行

只見線のダイヤを補い、只見線の乗車と奥会津の体験を組み合わせた観光周遊バスツアーアーを実施

●只見線ならではおもてなし

土日祝日の定期列車で絶景ポイントの低速運転、車内での特産品販売、車窓ガイド等のおもてなし

●地域資源活用による学習列車の実施

県内小学校、特別支援学校を対象に地域の文化や只見線の復旧までの経過等を学ぶ学習列車の実施

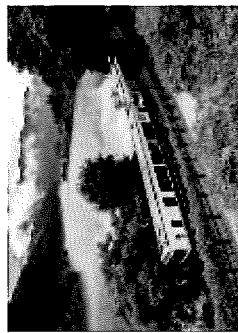
●只見線全線運転再開1周年記念イベントの開催

1周年の感謝を込め、記念列車の運行など、沿線自治体と連携し、記念イベントを開催（令和5年10月1日）

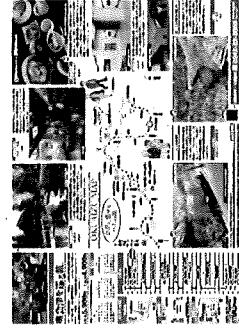
●只見線を学び発表する第2回高校生サミットの開催

県内外の高校生が只見線や奥会津地域の課題を学び、利活用策について発表するサミットを開催（令和5年12月10日）

[参加高校] 県内3校（会津高、只見高、ふたば未来学園高）
県外3校（新潟県立長岡高、長野県立蟻ヶ崎高、桐蔭学園高）



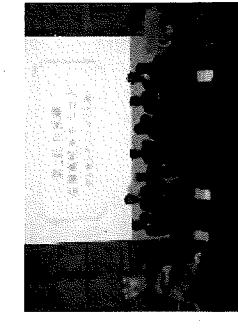
お座トロ展望列車の運行



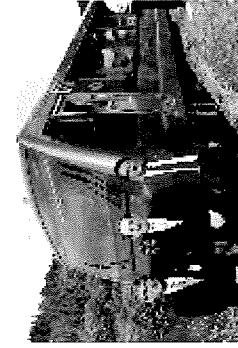
風っこ号車内の様子



学習列車の様子



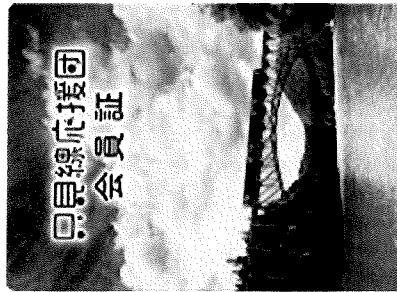
記念列車「海里」の運行
(1周年記念イベント)



只見線全国高校生サミット

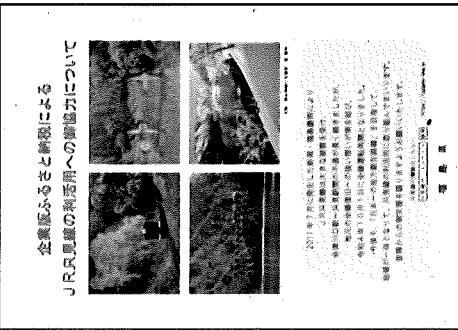
只見線を応援してください皆さん

17



■只見線応援団

個人会員4,696人、法人会員70団体
(令和6年1月現在)



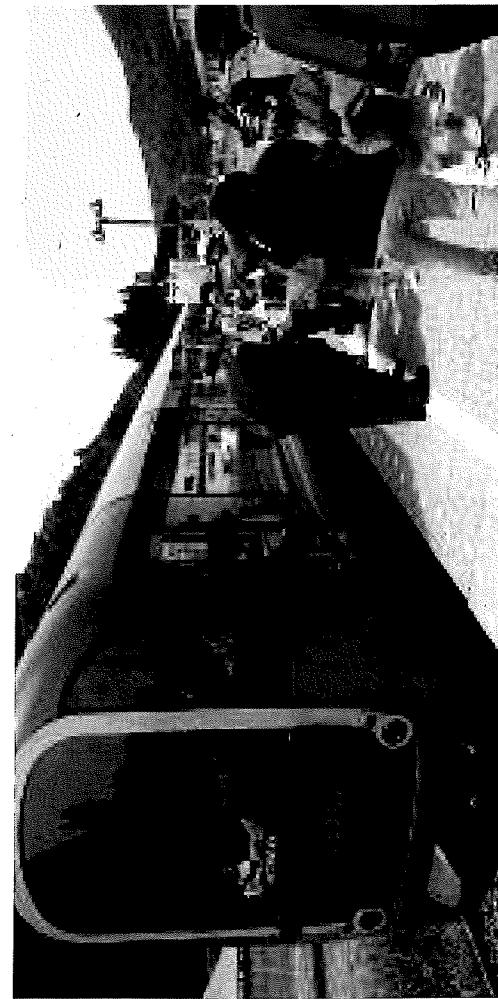
■企画版があるさと納税

9件5,073,400円
(令和6年1月現在)



■只見線フォトコンテスト

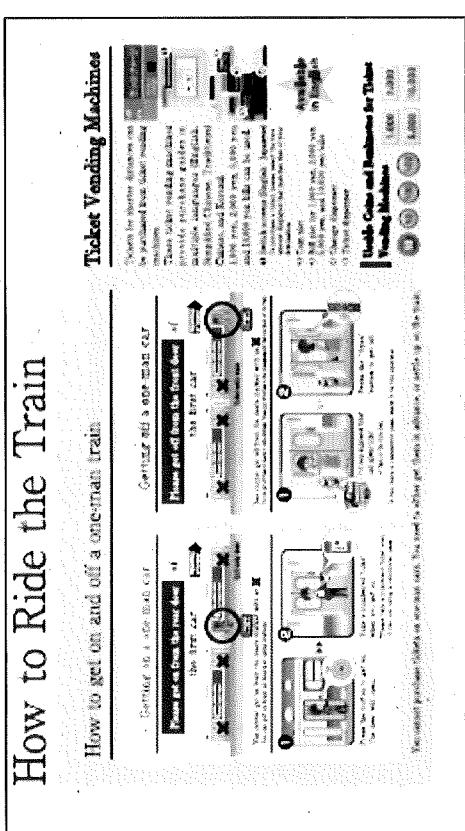
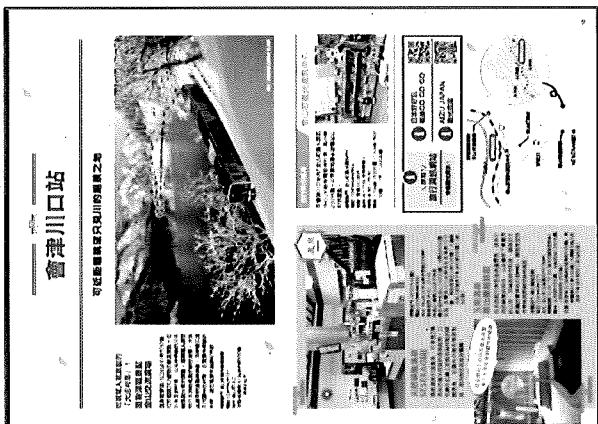
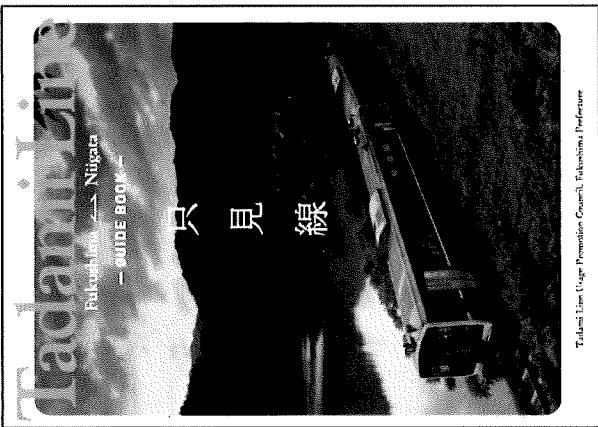
全国から724点の応募 (前期分6~9月)
現在、後期分の作品募集中



■元ちこトキめき鉄道のリゾート列車「雪月花」の乗り入れ
只見線乗り入れを歓迎する沿線住民 (令和5年6月18日)

■只見線列車内プロレス
魚沼市観光協会の主催
(令和5年9月30日)

■只見活性化シンポジウム
だんだんどこへも只見線沿線元気会議
の主催 (令和5年11月18日)



■只見線ガイドブック～英語版へ

■只見線ガイドブック～中国語版へ

■ワンマン車両の乗り方解説 只見線ガイドブック（英語版）より

祝：福島⇒台湾便就航

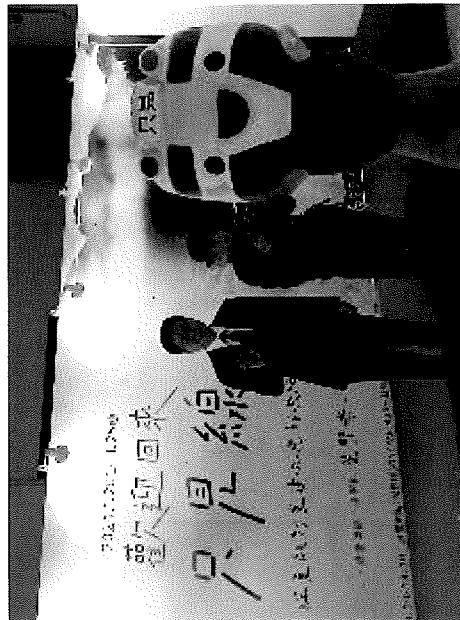


福島空港	台北桃園空港	福岡空港
16:00 — 19:05 10:30 — 14:30	19:00 — 20:30	10:00 — 14:00

■只見線台湾写真展「歓迎回家（おかえりなさい）只見線」

■令和6年1月～台湾直行便就航

台湾台北市で写真展を開催（令和6年1月20～25日）
右側は、奥会津郷土写真家の星賀孝氏



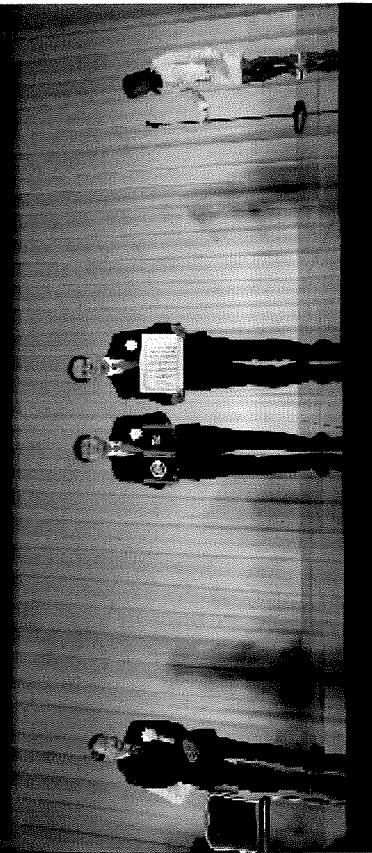
第22回日本鉄道賞特別賞を受賞！

只見線利用推進協議会のおもてなしや利活用の取組が評価され、「未来へつながる、希望の鉄路特別賞」を受賞

子どもたち自らが企画・運営し、利活用の意見を発表した「只見線こども会議」
(令和5年9月16日、只見町)



第30回「鉄道の日」祝賀会



第30回「鉄道の日」祝賀会の様子
(令和5年10月16日、東京プリンスホテル)



沿線自治体では「只見線にみんなで手をふろう条例」を制定
(只見町、柳津町、三島町、金山町、魚沼市)

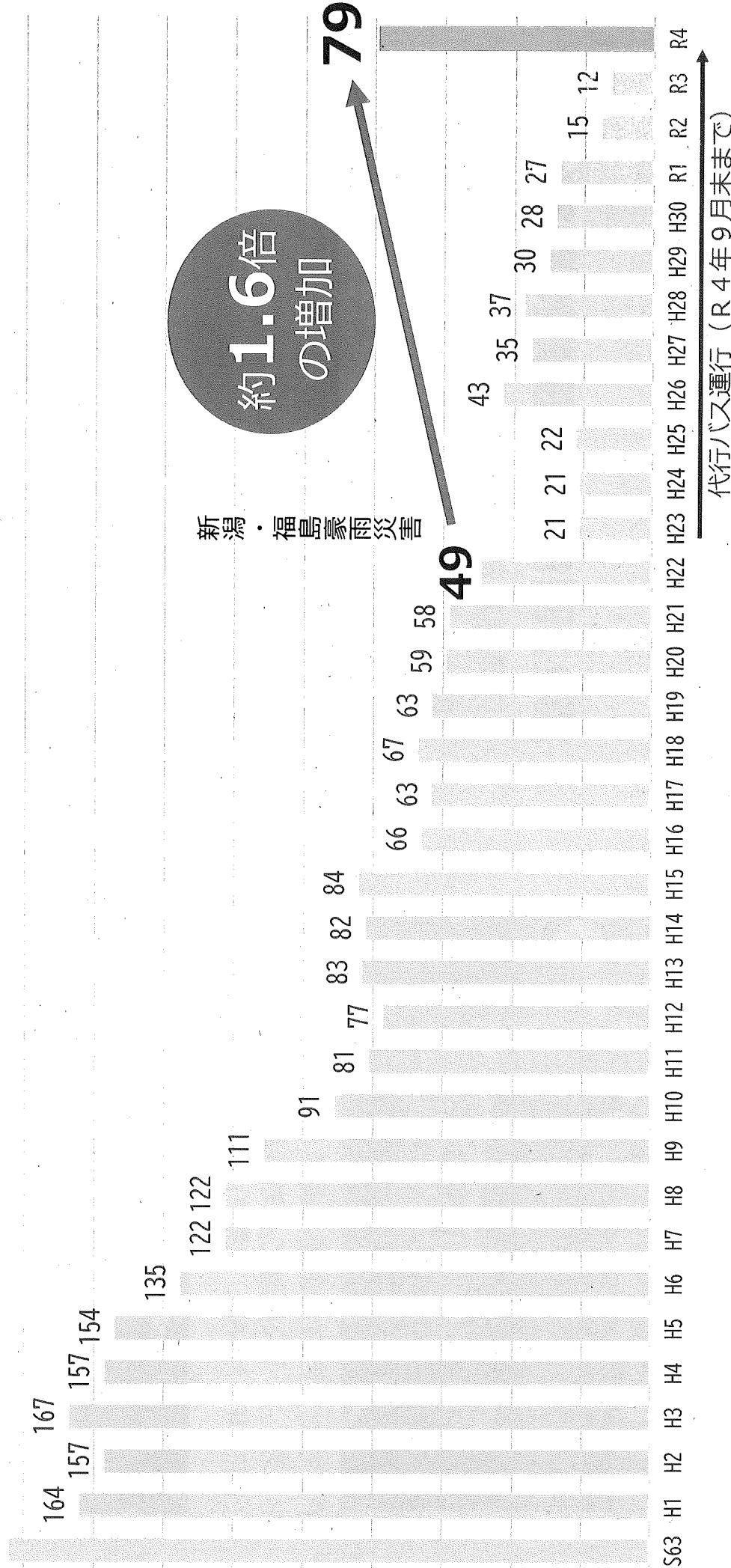
只見線県管理区間（会津川口駅～只見駅）の令和4年度利用実績

20

- 県管理区間（会津川口駅～只見駅間）は、令和4年10月1日からの運行であつたものの、新潟・福島豪雨災害前の年間利用者数49人/日を上回り、約1.6倍となる**79人/日**に増加

184

単位：平均通過人員（人/日）



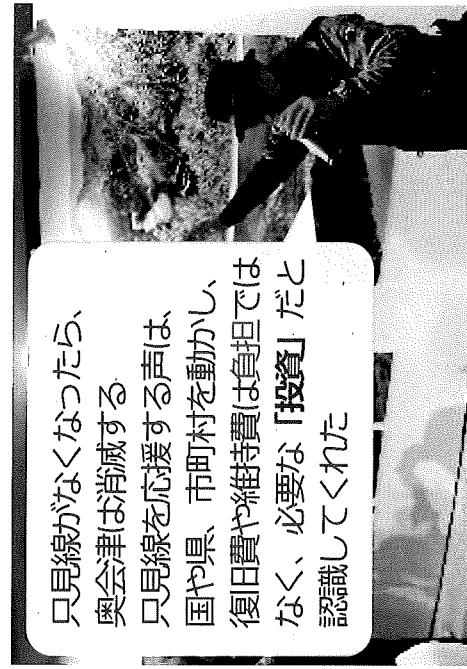
今後の課題

4

今後の課題へ 只見線のにぎわいを一過性に終わらせないために～

21

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 利便性の向上 | ダイヤ改正、臨時列車の運行、サイクルトレインなど |
| 三次交通の充実 | パークアンドライドバスの運行、レンタサイクル、レンタカーなど |
| インバウンド対策 | 台湾など海外プロモーション、受入環境整備など |
| 適切な維持管理 | 今後増加する大規模修繕への対応、鉄道技術職員の確保・育成など |
| 経済効果の創出 | 維持管理費を上回る経済波及効果の創出 |



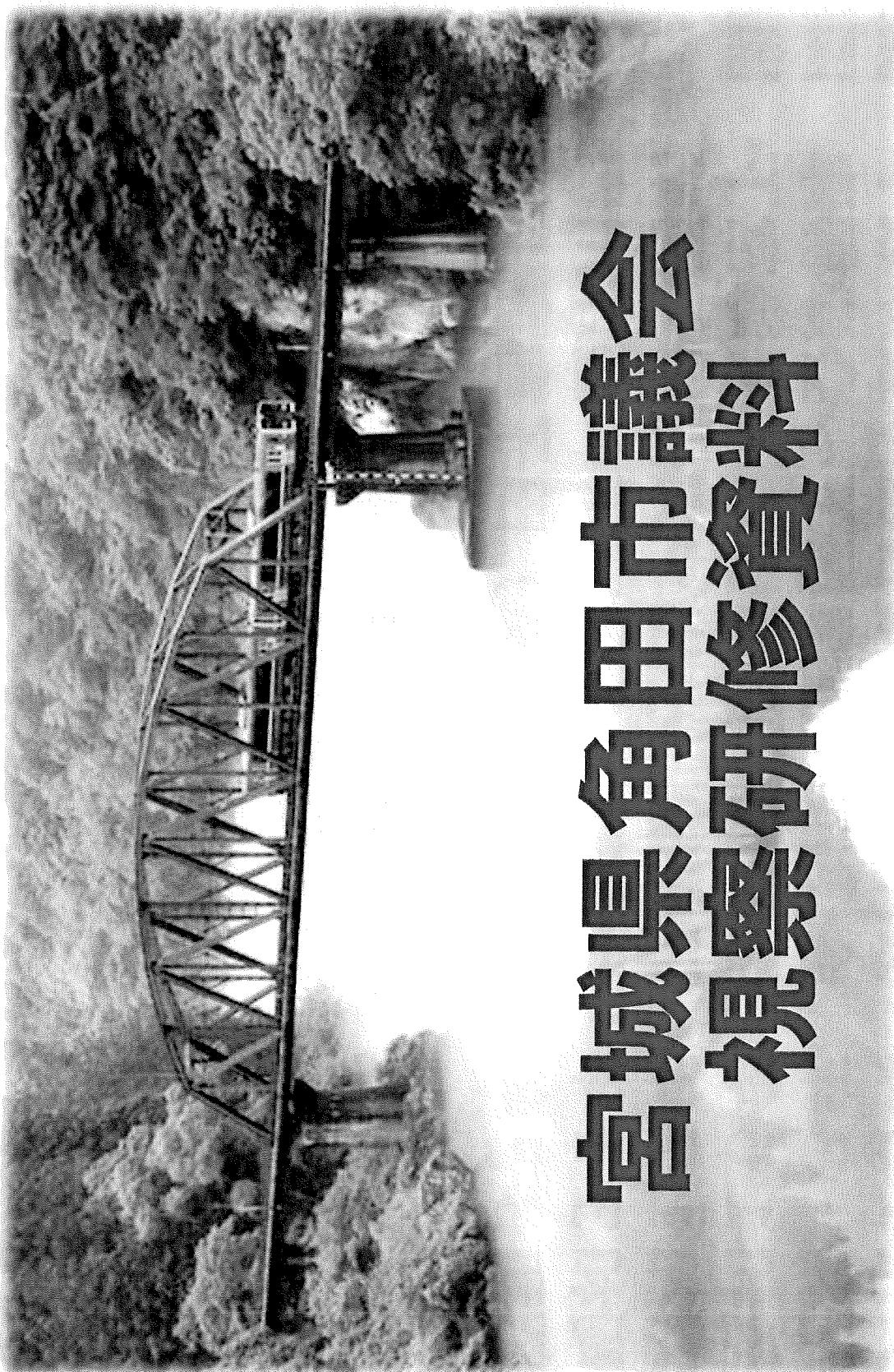
只見線がなくなったら、
奥会津(おうみつ)は消滅する
只見線を応援する声は、
国や県、市町村を動かし、
復旧費や維持費は負担ではなく、必要な「投資」だと
認識してくれた



「山手線のようだ」と形容された混雑の
様子（再開直後の令和4年10月頃）

列車の待ち時間を活用して観光周遊バス
「自然首都・只見号」を運行（只見町）

奥会津郷土写真家の星賢孝氏のことば
(令和6年1月、只見線台湾写真展にて)



宮城県角田修繕会議資料

福島県金山町役場 企画課

【只見線の歴史】

大正 15年	会津線	会津若松～会津坂下	開業
昭和 13年	会津線	会津坂下～会津柳津	開業
昭和 16年	会津線	会津柳津～会津宮下	開業
昭和 17年	只見線	小出～大白川	開業
昭和 31年	会津線	会津宮下～会津川口	開業
昭和 32年	電源開発（株）	田子倉専用線	開業
昭和 34年	電源開発（株）	田子倉専用鉄道終了	
昭和 36年	田子倉専用線	国鉄編入決定	
昭和 38年	会津線	会津川口～只見間	開業

昭和 4 年 只見～大白川間 開業

会津若松～小出間 只見線となる。

総延長 135.2km

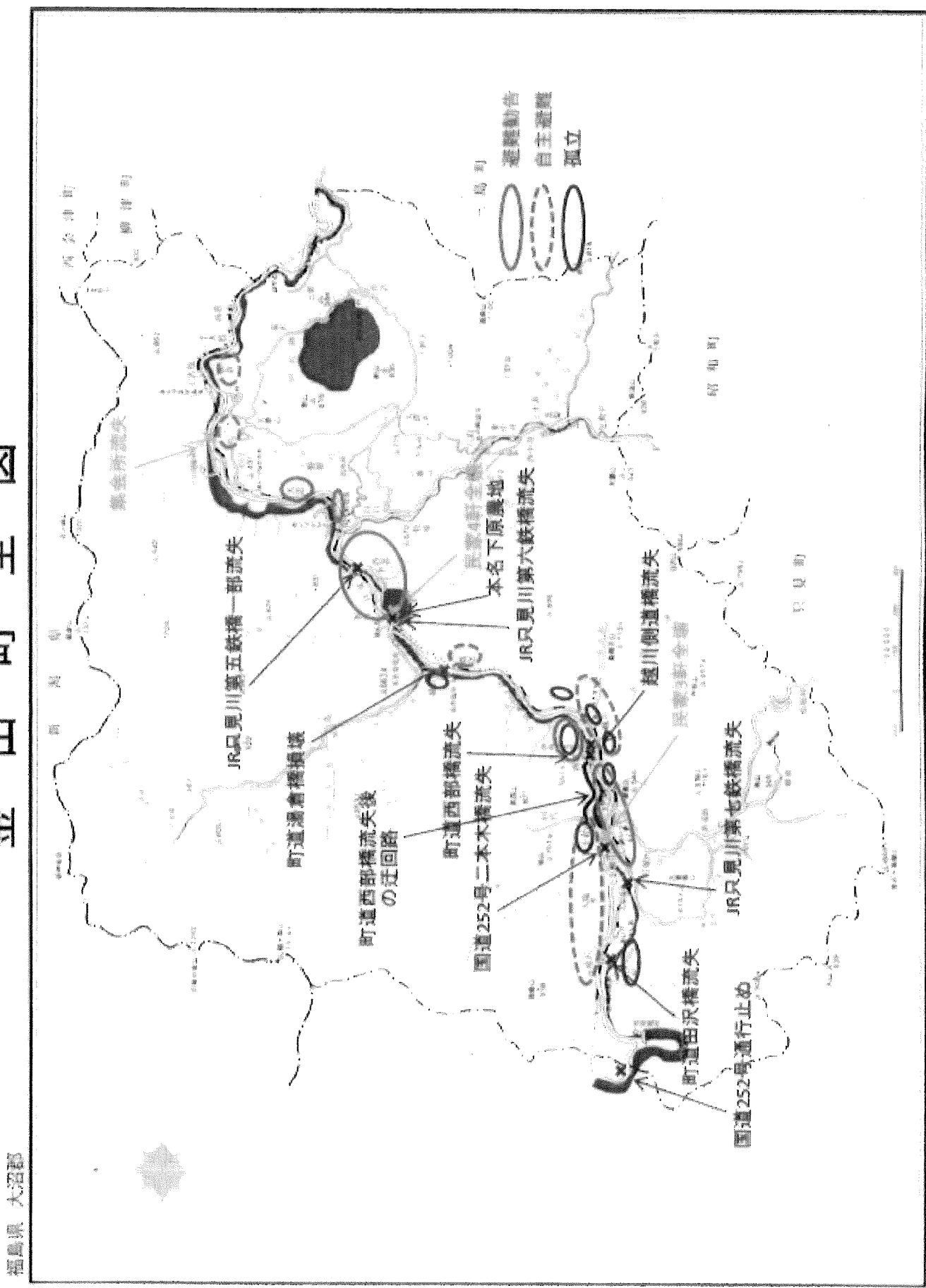
昭和 49 年 ディーゼル化によりSL廃止

昭和 62 年 国鉄分割民営化により東日本旅客鉄道（株）（通称：JR東日本）となる
平成 23 年 新潟福島豪雨により著しい被害
平成 25 年 県知事・沿線市町村長がJR東日本に復旧存続要請

平成 29 年 鉄道復旧合意（上下分離方式）
平成 30 年 復旧工事起工式

令和 4 年 10 月 1 日 全線運転再開

金 山 町 全 図

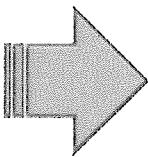


[JR只見線の主な橋梁被害 (金山町内)]

第4 橋梁	一部損壊
第5 橋梁	一部崩落
第6 橋梁	流出
第7 橋梁	流出

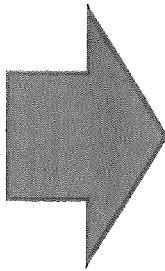
鉄道がなくなると心配されること

- 1 鉄道区間やダイヤが縮小される
- 2 運転免許を持たない方の移動手段が減る
- 3 鉄道ファンや観光客が減る
- 4 地図上からも線路が消える
- 5 災害時の替わりの交通手段が無くなる
- 6 鉄道の管理が行われなくなる
→景観が悪くなる
→仕事がなくなる



町が衰退する

平成29年 鉄道復旧合意（上下分離方式）
平成30年 復旧工事起工式



復旧費 推定81億円

1/3 JR東日本（27億円）

2/3 福島県（54億円（うち21億円（は基金）））

↓ 鉄道軌道整備法改正

復旧費 推定90億円

1/3 JR東日本（30億円）

1/3 国（30億円）

1/3 福島県（30億円（うち21億円（は基金）））

47

運営費（上下分離の【下】） 推定21億円
7割 福島県 (14.7億円)
3割 会津17市町村 (6.3億円)
・沿線（若松・只見・金山等）97%
・非沿線（喜多方・南会津・昭和等）3%

金山町負担：13,033,000円（年間）

※上下分離方式…【上】列車の運行（JR東日本）

乗務員・車両

【下】鉄道施設保有・土地保有（福島県）
線路・駅舎・土地・鉄道施設

鉄道復日合意までに
こんなことをしました

- 1 , 只見線運動**
 - 2 , 会議等での只見線利用**
 - 3 , 只見線に乗りろうキャンペーン**
 - 4 , 只見線のりのり俱楽部設立**
 - 5 , 復旧募金活動**
 - 6 , 児童生徒の乗車促進**
 - 7 , 只見線町民号の実施**
 - 8 , 復旧嘆願ノリゲキ運動**
- ...

全線運転再開が決まって
こんなことやりました

- 1 , 只見線のりのり俱楽部
 - 2 , 復旧募金活動
 - 3 , 只見線に手を振ろう運動
 - 4 , 沿線景観整備（立木伐採等）
 - 5 , 新たな補助金制度
 - 6 , 町内を花で彩ろう運動
 - 7 , 全戸のぼり旗
 - 8 , イベント（映画・バーチャル）
-

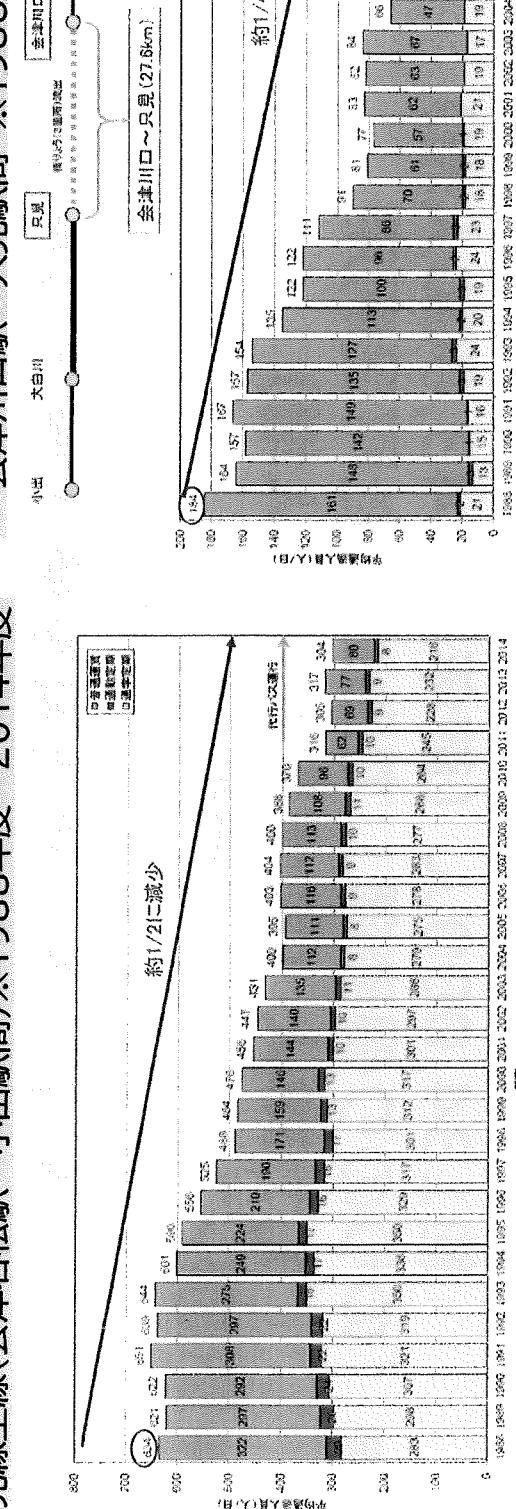
現在はこんな事業を実施
しています

- 1, 只見線のりのり俱楽部**
 - 2, 町民向け只見線ツアーアーの実施**
 - 3, 沿線の駅周辺環境整備**
 - 4, 只見線を活用した地域づくりの応援**
 - 5, ふるさと納税の活用**
 - 6, イベント・PR活動**
 - 7, 一次交通への取組み**
 - 8, 高校・大学と連携した取組み**
- ...

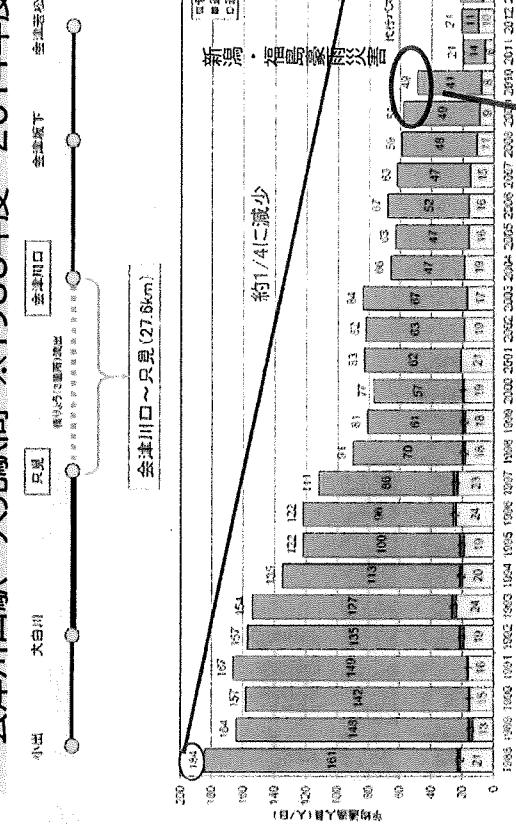
只見線利用状況の推移

1988年度から2014年度の推移をグラフ化。
只見線全線においては約1/2に、会津川口駅から只見駅間ににおいては約1/4に利用者が減少。

只見線全線(会津若松駅～小出駅間)※1988年度～2014年度



会津川口駅～只見駅間 ※1988年度～2014年度



出典: 2016年3月 東日本旅客鉄道株式会社「只見線の状況について」

区間・年度別利用状況	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	空間計
会津若松～小出	321	304	290	280	271	233	218	257	2,174
会津若松～会津坂下	1,315	1,250	1,191	1,154	1,122	1,009	978	944	8,963
会津坂下～会津川口	222	199	190	181	179	141	124	182	1,418
会津川口～只見	35	37	30	28	27	15	12	79	263
只見～小出	115	114	113	107	101	82	69	107	808
年度計	2,008	1,904	1,814	1,750	1,700	1,480	1,401	1,569	-

1. 6倍

2015～2022年度
の利用状況

出典:
東日本旅客鉄道株式会社
「路線別ご利用状況」

【参考：R4年度の数値】

- 会津川口駅構内の売店利用者
約12,000人（前年度比4,000人増）
- 道の駅入込客数
約134,000人（前年度比43,000人増）
- 「のりのり俱楽部」で助成した町民利用
1,168人（前年度比604人増）
- 駅前レンタカー利用件数
51件（R4年10月開始）
- 只見線維持管理・利活用を用途指定したふるさと納税
148件（前年度比31件増）1,950千円（498千円増）

※コロナ禍の影響などで単純比較はできません。